

地理的表示 (GI) 法と商標法の交錯

－ EU方式と米国方式の農業政策の対立および 国際的潮流を踏まえて－

浅野 卓

【目次】

はじめに

1. 日本の GI 制度とその位置付け
 - 1-1. 日本の GI 制度の概略
 - 1-2. ブランド戦略と GI 制度
 - 1-3. 農水政策と GI 制度
2. GI をめぐる国際的潮流
 - 2-1. EU 方式と米国方式の農業政策の方向性
 - 2-2. GI 制度の歴史
 - 2-3. 一般的品質から固有の品質への移行
 - 2-4. TRIPS 協定後の国際的潮流
 - 2-5. 平成30年改正の位置付け
3. GI 法と商標法の交錯
 - 3-1. 商標登録と GI 登録の併存
 - 3-2. 商標と GI の組み合わせ
 - 3-3. 先使用権の運用および商標権保有の必要性
 - 3-4. 商標登録と GI 登録の分属
 - 3-5. 残された問題
4. 結びに代えて
 - 4-1. 本稿執筆の契機
 - 4-2. 農林水産省の舵取りへの期待
 - 4-3. 知財保護法と知財強化法

【要旨】

本稿は、EU 方式と米国方式の農業政策の方向性と、GI 制度の歴史および TRIPS 協定後の国際的潮流を踏まえたうえで、GI 法と商標法の交錯の問題を検討する。

具体的には、商標登録と GI 登録の併存を前提として、商標と GI の組み合わせの問題と、商標登録と GI 登録の分属の問題に分けて考える。そのうえで、平成 30 年 GI 法改正によって、新たに生じた問題や未解決の問題を指摘する。

また、GI と商標の併存（両登録の可否）については国会で答弁されているが、両登録の効力の矛盾・衝突の際の調整についての議論は見当たらないため、その問題点も指摘する。

【キーワード】

地理的表示、商標、登録の併存、登録の分属、TRIPS 協定、国際的対立、固有の品質

はじめに

2015年6月1日、我が国の「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(いわゆる地理的表示法。以下「GI法」という)が施行された。その後、GI法は、2016年と2018年に一部改正されている。

しかし未だ、GI法と商標法の関係については、両制度の文言的な比較による説明・検討が多く、その背景にある国際的な農業政策の対立に目を向けているものは多くはない。

2015年にイタリアで開催されたミラノ万博は、和食や日本館の人気ぶりが注目されたが、そのテーマが「地球に食料を、生命にエネルギーを」であり、史上初の『食』に係る地球的課題を訴求する万博であったことはあまり知られていない。

また、TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)が2018年12月30日に発効し、日欧EPA(経済連携協定)が2019年2月1日に発効した。TPP11に先立つTPP交渉や、日欧EPA交渉、その後の日米TAG(物品貿易協定)交渉では関税が注目されているが、農業政策の世界的な標準争いの側面があることはあまり知られていない。『競争』に対する考え方の違いもある。

このように、近年、世界では農林水産業に係る政策が重要な論点となっている。本稿は、GI制度に係る世界的な農業政策の経緯を踏まえ、また、2018年改正も加味したうえで、GI法と商標法の交錯を考察するものである。

なお、本稿は長文にわたるため、要約的箇所(後述2-1、3-4(6))および農林水産省の運用(後述3-5(4))から、必要箇所を逆引的に参照することもできるように執筆した。

1. 日本の GI 制度とその位置付け

1-1. 日本の GI 制度の概略

地理的表示（Geographical Indication：以下、「GI」という）とは、「特定農林水産物等の名称の表示」（GI 法 2 条 3 項）、つまり、特定の生産地に由来した特性を有する農林水産物等の名称の表示である。

ここで言う「農林水産物等」は、食用の農林水産物および加工飲食料品、並びに、政令で定める農林水産物（観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠）および政令で定める加工品（農林水産物から製造・加工した飼料、漆、竹材、精油。木炭、木材、畳表、生糸）である。酒類や、医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品は除かれるが、6 次産業化の製品も含まれる。

また、その「特性」は、生産地や生産方法に由来していることが必要である。特性は、①風土・自然環境のような『地域性』、②生産方法・技術・工夫のような『取組み』、③歴史・文化のような『伝統性』によって生み出される。そのため、地域性や取組み、伝統性を介して、特性と生産地が密接不可分に結び付くことになり、製品に対するグッドウィル（≒顧客吸引力）が生産地に帰着するというメリットがある。

GI 制度は、特定農林水産物等（以下、「GI 産品」という）の名称を保護するとともに、国がその品質を保証（お墨付きを付与）する制度である。そのため、GI 制度を利用すれば、初めから GI という『器』に国がお墨付きを与えた特性等を『中身』として入れられるため、非常に効率的にプラスのブランド・エクイティ（資産的価値）を蓄積できる。また、国のお墨付きであるがゆえに、事業者が示すブランド・アイデンティティと顧客が抱くブランド・イメージとの間にずれが生じない⁽¹⁾⁽²⁾というメリットもある。

GI 制度の枠組みとしては、「生産業者」を直接・間接の構成員とする「生産

者団体」が明細書を作成のうえ農林水産大臣に申請し、審査を経て、GI 産品が登録される。登録後、生産者団体は、①明細書の変更や、②生産が明細書に適合して行われるために必要な指導・検査、③実績報告書の提出等の生産行程管理業務 (GI 法 2 条 4 項) を行う。

GI 産品登録簿に記載された生産地の範囲内の生産業者 (登録生産者団体の構成員) は誰でも、当該 GI の特性や生産方法等の基準を満たしている限り、登録 GI および GI マーク (農林水産省令で定める、GI が登録 GI である旨の標章。GI 法 4 条 1 項) を使用できる。これは、GI は『地域の共有財産』という考え方に基づく。なお、平成 30 年改正により、GI の使用主体が拡大し、登録 GI 産品の譲渡者・引渡者・譲渡・引き渡しのための展示者・輸出者・輸入者となった (GI 法 3 条 1 項。後述 3-4 (4) イ参照)。

登録 GI および GI マークの不正使用に対しては、農林水産大臣は措置命令ができ (GI 法 5 条・21 条)、措置命令の違反者には罰則が科される (GI 法 39 条・40 条)。また、誰でも当該措置命令を請求できる (措置請求、GI 法 35 条 1 項)。なお、GI 登録に保護期間の制限はない。

措置請求 (GI 法 35 条 1 項) や刑事罰 (GI 法 39 条・40 条) のほか、従前からの救済手段である、差止請求 (不正競争防止法 2 条 1 項 14 号等・3 条)、損害賠償請求 (不正競争防止法 2 条 1 項 14 号等・4 条。また、民法 709 条)、不当利得返還請求 (民法 703 条)、信用回復措置請求 (不正競争防止法 2 条 1 項 14 号等・14 条) も引き続き可能である。なお、損害賠償請求に関連して、(ヨーロッパでは) GI は、地理的領域に属する人達の共有財産 (「名声」という言葉が近いと思われる) であり、地理的領域に属する人は誰でも、生産基準を満たしている限り、使用できる権利とされている。

1-2. ブランド戦略と GI 制度

10 年以上前から、経営の分野では『脱コモディティ化』がキーワードとなっ

ている。ここで「コモディティ化」とは、差別化が困難となり、低価格化（価格競争）に陥った状態をいう。その元になった「コモディティ」とは、農林水産物や、鉄、原油等のことである。農林水産物は、一般的に価値面での差別化が困難で、代替可能なことが多いため、価格決定において受動的となり、本来的に低価格化（価格競争）に陥りやすいのである。

そのため、近年、農林水産物のブランド戦略が重視されている。前記1-1のようなメリットを有するGI制度は、ブランド構築における有効な手段と位置付けられる。

1-3. 農水政策とGI制度

農林水産業に従事するうえで、従来は必ずしも知的財産（以下、「知財」という）を意識する必要はなかった。しかし、近時、農水政策について、とくに知財に係る2つの方向性がある。【図1】

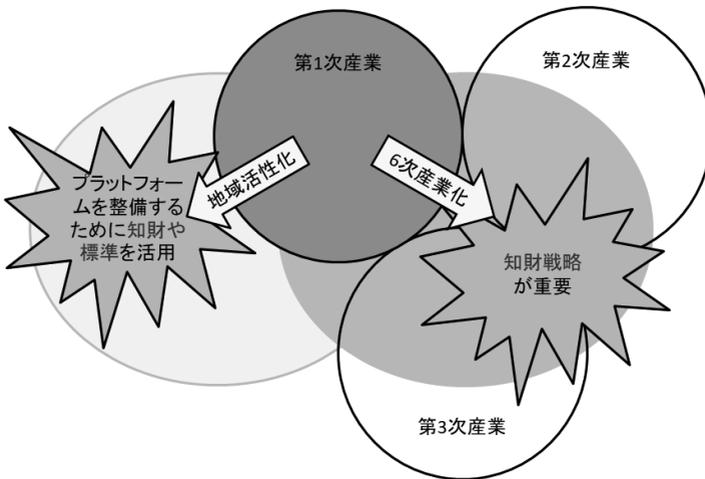
第1に、個々の農林漁業者を富ませる方向性であり、6次産業化等の政策がこれに該当する。この方向性の政策は、農林漁業者自身が獲得する『インカム（私的便益）』の増大を志向する。ここで「6次産業化⁽³⁾」とは、農林水産物等の生産（1次産業）のみならず、その加工（2次産業）および流通・販売（3次産業）を総合的かつ一体的に行うこと（1次×2次×3次＝6次産業）により、農林漁業者の所得向上、農村漁村の活性化、新たな市場・付加価値の創造などを目指す取組みをいう。6次産業化にあたっては、第2次産業や第3次産業の分野には、知財戦略で固めた既存のプレイヤーがいるため、自己の業務をつつがなく行うために、農林漁業者にも知財が重要となる。

第2に、地域全体を富ませる方向性であり、地域活性化や産地結集等の政策がこれに該当する。この方向性の政策は、地域の農林漁業周辺の事業者が獲得する『アウトカム（社会的便益）』と親和性がある。アウトカムの獲得には、ビジネスモデルが重要であり、ビジネスモデルに係る『プラットフォーム』

を整備し、多数の参加者が存在する場に秩序を形成するために、知財や標準を活用できる。

GI 制度は、第2の方向性の政策に関する制度と位置付けられるであろう。なお、いわゆる JAS 法が2017年に改正され、JAS 規格が拡大または新設されたが、新設に係る部分は、当該業界全体あるいは関連事業者をも富ませる方向性であり、第2の方向性の政策に関する改正といえる。⁽⁴⁾

【図1】農水政策と知財



2. GI をめぐる国際的潮流⁽⁵⁾

2-1. EU 方式と米国方式の農業政策の方向性

ヨーロッパ諸国やアジア諸国等、農業の歴史が古い国は、原産地の自然的要因と折り合いをつけながら、産地ごとに特色のある農業を営んでおり、原産地により製品の品質・特徴を識別してきた。したがって、製品の特質は、

産地に由来すると捉えられており、フランスでは、『土地または風土を表現する』と表現される。これを EU 方式の農業政策と呼ぶことにする。農産物や地域の多様性を促進するという、近年あらわれた日本の農業政策の方向性は、これに当たる。一般に農業の環境負荷（効率を追求した不適切な施肥・農薬使用による、地下水・河川水の水質汚染や、湖沼・海域の富栄養化、土壌劣化、周辺自然生態系への悪影響、温室効果ガス・酸性ガスの増加など）は小さい。

一方、米国・カナダやオーストラリア・ニュージーランド等、農業の歴史が浅い国は、当初より近代的な農業技術と農業経営が導入され、画一的品質、大量生産・効率的生産、合理的価格の農業となっていた。したがって、産品の特質は、生産者・生産企業（人的要因）に由来すると捉えられている。これを米国方式の農業政策と呼ぶことにする。一定以上の品質の農産物を安定供給するという、戦後からこれまでの日本の農業政策の方向性は、これに当たる。一般に農業の環境負荷は大きい。

米国方式では、産品の特質は人的要因に由来するので、原産地呼称保護は『商標制度（証明商標）』で対応する。一方、EU 方式では、歴史的には自然的要因が決定的で、後に人的要因を加味するようになった経緯から、原産地呼称保護は商標とは異なる独自（sui generis）の『GI 制度』で保護する。

実は、EU と米国は原産地呼称保護について激しく対立している。第 2 次世界大戦後、上記の米国方式の農業や食品がヨーロッパに流入した。これに対し、ヨーロッパでは、『食文化』と『食の多様性』を重視する観点から、米国方式による食文化の激変を阻止する手段として、既に成功していたフランスの AOC 制度（後述 2-2）に倣い、原産地呼称制度を導入した経緯がある。したがって、米国は、原産地呼称制度を『競争』と『自由』を原則とする観点から、自由貿易の障害と捉えている。

一方、米国には、ヨーロッパ系移民がルーツの産地名を（普通名称だといっ

て) 自己の産品に使うことが多いという背景もある。EU はこれを、EU 域内の原産地の名声へのフリーライド(ただ乗り)・ダイリユーション(希釈化)だと問題視している。

では、EU と米国は、なぜこれほどまでに対立しているのか。GI 制度の歴史および現在の国際的潮流から紐解いてみる。

2-2. GI 制度の歴史

(1) 原産地呼称制度の起源

GI 制度は、『原産地呼称』と『狭義の地理的表示』からなる。先に、原産地呼称の概念が誕生したが、その起源については定かではない。

高橋によれば、「15世紀ごろからは有名な産品の原産地名称について個別に法的保護が行われるようになりました。例えば、フランスではロックフォールチーズについて1411年に熟成のための洞窟の独占的使用権をロックフォール村の住民に与え、1666年には南仏のトゥールーズの法令で虚偽表示を禁止しています。1591年にブレスの鶏についてブール・アン・ブレス市で登録が行われ、また、グリュエールチーズについては17世紀にスイスのフリブル州が原産の名称の保護を導入しています⁽⁶⁾」とある。

ソムリエでもある私の知る限りでは、1756年に、ポルトガルの VINHO DO PORTO (ポートワイン) について原産地呼称管理法が制定されたが、これが世界初の原産地呼称法と思われる。リスボン大地震(1755年)の復興を指揮したポンバル伯爵(後に侯爵)が、①ポートワインの輸出先であるイギリスに対抗するための政策として、また、②偽物によるポートワインの値崩れを防止し、③ポートワインを独占的に管理するため、同法を制定し、アルト・ドウロ・ぶどう栽培会社を設立した。これにより、ポートワインの質の向上につながったとされる。その後、ポルトガルでは、1907年に D.O. 制度が制定され、1986年に EC 加盟に伴い、ワインに係る EEC 理事会規則に

即した法整備がなされた。現在、ポートワインは、EU の保護原産地呼称 (DOP:Denominação de Origem Protegida (ポルトガル語)、PDO:Protected Designation of Origin (英語)) であり、世界三大酒精強化ワインの 1 つとなっている。

ポートワインについての原産地呼称管理法の後は、1883年に『工業所有権の保護に関するパリ条約』に「原産地表示又は原産地名称」(パリ条約 1 条 2 項。また、パリ条約 10 条等) が入り、1891年にパリ条約 19 条の特別取極である『虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定』が締結されたが、特に大きな動きはない。

(2) フランスの AOC 制度の誕生

19世紀後半、米国からのフィロキセラ(ブドウネアブラムシ)の上陸により、フランス全土⁽⁷⁾で、ぶどうの樹が壊滅的な被害を受けた。これによりワインが不足し、ワインもどきの製造や、米国品種ぶどうによるワインの品質低下、名醸ワイン偽装が多発した。その結果、20世紀初頭には、低品質ワインの増加によるワインの生産過剰に陥り、ワイン価格が暴落した。

上記のような市場の混乱への対処の一環として、1889年にワインの定義を定める『グリフ法』が制定され、1905年に偽装表示を取り締まる『不正防止法』が制定された。

しかし、1905年法だけでは十分でなく、1908年法の紆余曲折を経て、1919年に、裁判により原産地呼称の産地区画を確定していく『原産地呼称保護法』が制定された。

しかし、1919年法は、生産基準の設定は要求されないと解釈されていたため、特に高級ワインの品質低下が懸念された。生産基準の設定について賛否両論ある中、1919年法を段階的に改正しつつ、生産者の理解を高め、1935年に、産地区画および生産基準を政令により定め、管理・統制する『統

制原産地呼称法 (AOC 法)』が制定され (当初はワインと蒸留酒が対象)、管理機関として『原産地呼称全国委員会』(INAO (Institut National de l' Origine et de la Qualité : 国立原産地・品質研究所) の前身) が設立された。

このように、AOC 法は、商標とは異なる沿革で誕生した。AOC 法により、原産地呼称製品の生産の仕組み、言い換えれば、①生産地・加工地・調整地の確定、②生産基準の設定、③生産基準の遵守についての第三者機関による監視・監督からなる、現在の EU 型の独自 (sui generis) の GI 制度の原型が確立したといえる。

(3) AOC 制度の他国への伝播

フランスの AOC 制度の成功により、AOC と同様の原産地呼称制度が伝播していった (スペインは 1932 年に導入。イタリアは 1963 年に導入)。

AOC 製品の普及により、1951 年に、チーズの原産地名称を保護する『ストレーザ協定』が締結された。また、1958 年に『原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定』が締結され、初めて原産地呼称の定義 (フランスの AOC の定義と同旨) が規定された。

1947 年の『関税及び貿易に関する一般協定』(GATT) に、原産地表示 (GATT 9 条) が規定されたのも、上記の流れに位置づけられるであろう。

そして、1962 年に、ワインに係る EEC 理事会規則 No24/1962 が定められた。その詳細の策定について、1970 年に、OCM (ワイン共通市場制度 : Organisation Commune du Marché viti-vinicole (フランス語)) に係る EEC 理事会規則 No816/1970 と、VQPRD (指定地域優良ワイン : vins de qualité produits dans des regions déterminées (フランス語)) に係る EEC 理事会規則 No817/1970 が定められた。⁽⁸⁾

1974 年には、メキシコのテキーラについて、ヨーロッパ域外初の原産地呼称制度が導入されている。

このように、主にヨーロッパにおいて、原産地呼称制度が、概ねワインについて、フランスの AOC 法を基礎として発展してきた。

(4) フランスの AOC 制度の適用拡大

1990年にフランスで、ワイン・蒸留酒だけでなく、全ての農産物・食品に AOC 制度が適用された。

この背景には、米国方式による食文化の激変を阻止する手段(前述2-1)としての AOC 制度の有効性があったことは想像に難くない。

(5) EU の GI 制度の誕生

続いて、1992年に、『農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する EEC 理事会規則』が定められ(No2081/92)、農産物・食品について、EU の GI 制度が創設された。

EU の GI 制度は、『保護原産地呼称』(AOP:Appellation d'Origine Protégée (フランス語)、PDO:Protected Designation of Origin (英語)⁽⁹⁾)と、『保護地理的表示』(IGP:Indication Géographique Protégée (フランス語)、PGI:Protected Geographical Indication (英語)⁽¹⁰⁾)の2階層からなる。

このように、EU の GI 制度で、フランスの AOC より産地との結びつきが弱い IGP (PGI)、すなわち、狭義の地理的表示の概念が初めて創設された。なお、EU の GI 制度の AOP (PDO) の定義は、リスボン協定の原産地呼称の定義、すなわち、フランスの AOC の定義と同旨である。

(6) TRIPS 協定への規定

1986年から、GATT ウルグアイ・ラウンドが開始された。農業に関して、EU が国内支持(価格支持、農業補助金等)の引下げおよび輸出競争(輸出補助金等)の削減をするパートナーとして、米国が GI の保護に合意した。

その成果として、1994年に、TRIPS 協定に「地理的表示」が規定された (TRIPS 協定第2部第3節)。TRIPS 協定では、ワイン・蒸留酒とそれ以外の商品との2つのレベルの保護が定められている。

なお、TRIPS 協定の地理的表示の定義は、EU の GI 制度の IGP (PGI) の定義をほぼ踏襲しているといえる。

(7) EU の GI 制度の統合

TRIPS 協定締結後も EU と米国は対立し (後述2-4)、2003年に、米国とオーストラリアは、EU の GI 制度について WTO のパネル設置を要請した。2005年に、WTO のパネル報告書が採択された。

当該パネル報告書における勧告を受けて、2006年に、『農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する EC 理事会規則』が改正され (No510/2006)、また、2008年に、ワインに係る EC 理事会規則 No479/2008 が改正された。

ワインに係る EC 理事会規則 No479/2008により、農産物・食品だけでなく、ワインについても、IGP (PGI) が導入され、AOP (PDO) と IGP (PGI) の2階層の定義が採用された。なお、蒸留酒に係る EC 理事会規則 No110/2008では、蒸留酒については、IGP (PGI) のみで、AOP (PDO) は設けられていない。

このように、EU の GI 制度は、AOP (PDO) および IGP (PGI) に統合されてきている。

(8) 小括

上記のように、① GI 制度は、ヨーロッパ、とくにフランスで発展してきた概念で、②『原産地呼称』と『狭義の地理的表示』は別個の成り立ちであり、③『ワイン・蒸留酒』と『農産物・食品』は区別されてきたことがわかる (表1)。

現在、GI の登録件数が最も多いのは、イタリアである。現代的な GI 制度は、ポルトガルが発祥、フランスで確立、イタリアが本場といえるであろう。

さらに、次に見るように、GI 制度は、フランスおよび EU では品質証明制度の 1 つとして位置づけられている。

【表 1】GI 制度の歴史のターニングポイント

対象	ワイン・蒸留酒		農産物・食品	
	原産地呼称制度	地理的表示制度	原産地呼称制度	地理的表示制度
	ヨーロッパで誕生・発展			
1935 年	仏 AOC 制度 ★ ※1			
1958 年	リスボン協定		リスボン協定	
1962 年	EEC 理事会規則 24/1962 (ワイン)			
1990 年			仏 AOC 制度の適用拡大★	
1992 年			EEC 理事会規則 2081/92 (AOP/PDO)	EEC 理事会規則 2081/92 (IGP/PGI) ★ ※2
1994 年		TRIPS 協定★		TRIPS 協定
2008 年	EC 理事会規則 479/2008 (ワイン) (AOP/PDO)	EC 理事会規則 479/2008 (ワイン) (IGP/PGI)		

★がターニングポイント

※1 フランスの AOC の定義 ≡ リスボン協定の原産地呼称の定義 ≡ EU の GI 制度の AOP (PDO) の定義

※2 EU の GI 制度の IGP (PGI) の定義 ≡ TRIPS 協定の地理的表示の定義

2-3. 一般的品質から固有の品質への移行

20世紀後半から、とくにEUにおいて、消費者が食品に求める品質が『一般的な品質』から『固有の品質』へ移行してきているように思われる。一般的な品質(消極的品質)とは、瑕疵がないことをいい、例えば、安全面や栄養面が挙げられる。一方、固有の品質(積極的品質)とは、類似の製品との卓越したレベルでの違いで、探すに値するものをいい、例えば、美味、伝統や文化、環境保護、健康が挙げられる。

この流れは、米国方式の農業や食品(前述2-1)に対するアンチテーゼとも考えられるが、食品とは全く別の分野であるブランド戦略における、『モノ(商品自体・サービス自体)の価値』から『コト(使用・消費)による価値』への移行の流れとも符合していると感じる。

固有の品質の証明制度(プロセス規定の産品)については、フランスの政策を基に、EU規則が制定されている(表2)。EUのGI制度であるAOP(PDO)およびIGP(PGI)も、品質証明制度の1つとして位置づけられている。固有の品質の証明制度では、生産行程に行政が介入することになるが、品質については生産者の自由に委ねるべきと考える米国は(それゆえ、産品の特質は生産者(人的要因)に由来すると捉える。前述2-1)、このような制度に否定的である。

なお、表2中の『社会的品質』とは、社会的な価値と結びついた品質をいい、例えば、生物多様性の維持、持続可能な農業、動物福祉、景観維持等への配慮が挙げられる。

【表 2】固有の品質の証明制度

	フランス	EU
原産地呼称 (テロワールに由来する品質)	AOC (1935年) 	AOP (PDO) (1992年) 
より優れた品質	ラベルルージュ (農業ラベル) (1960年) 	IGP (PGI) (1992年) ⁽¹¹⁾ STG (伝統的特産品保証) (1992年) 
有機栽培 (社会的品質)	ビオロジック農法 (1990年) 	ユーロリーフ (1991年) 

2-4. TRIPS 協定後の国際的潮流

(1) TRIPS 協定で残された論点

TRIPS 協定では、次の合意がされた。すなわち、i ワイン・蒸留酒以外の商品について、地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、真正の原産地以外の地理的領域が原産地であると表示・示唆する手段の使用の防止 (TRIPS 協定22条2 (a)) および、パリ条約10条の2に規定する不正競争行為を構成する使用の防止 (TRIPS 協定22条2 (b)) ならびに、ii ワイン・蒸留酒について、真正の原産地が表示される場合または GI が翻訳された上で使用される場合もしくは「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合、つまり、公衆を誤認させない場合においても、GI によって表示されて

いる場所を原産地としないワイン・蒸留酒への当該 GI の使用の防止 (TRIPS 協定23条1、いわゆる『追加的保護』) である。

しかし、TRIPS 協定は、EU と米国との妥協であったため、次のような重要な論点が残された。第1に、GI の定義 (TRIPS 協定22条1) をどのように実現すべきか、具体的には、産地と特性の結びつきに係る生産基準 (さらには、生産基準の遵守についての監視・監督) の有無である。第2に、GI をどのように保護すべきか、具体的には、商標とは異なる独自 (sui generis) の制度か、商標制度かである。第3に、(産地名からなる) 産品の名称が、TRIPS 協定の適用が要求されない「一般名称」(TRIPS24条6) に該当するか否かである。

第1と第2の論点は、各国の国内法に委ねられた。第3の論点も、各国の判断に委ねられた。この点、EU 型の独自 (sui generis) の GI 制度は、①生産地・加工地・調整地の確定、②生産基準の設定、③生産基準の遵守について、第三者機関による監視・監督からなる。

(2) WTO パネルの判断

2003年、米国とオーストラリアが、WTO にパネル設置を要請した。その理由は、『農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する EEC 理事会規則2081/92』が、① EU への GI 登録申請について、EU 内外の商品で登録要件や手続きに差を設けることは、GATT 以来の自由貿易の原則である内国民待遇の原則 (TRIPS 3条) 違反であり、② GI と先行する商標の併存を認めているのは、登録商標に係る排他的権利の規定 (TRIPS16条) 違反である等であった。

2005年に採択されたパネル報告書 (WT/DS174) は、上記①については、内国民待遇違反とした。一方、上記②については、TRIPS 協定16条1と矛盾するが、TRIPS 協定17条によって正当化される (TRIPS 協定24条3および24条5は適用外) とした。⁽¹²⁾ すなわち、「限定的な例外」として、登録商標

に係る排他的権利は、GIにより後退させられるというわけである。

このパネル報告書により、商標とは異なる EU 型の独自 (sui generis) の GI 制度は、TRIPS 協定等の国際協定に違反しないと、国際的にも理解されたといえる。

(3) 農業政策・GIをめぐる国際的な覇権争い

2001年から始まった WTO ドーハ・ラウンドでは、追加的保護 (TRIPS 協定23条1) をワインと蒸留酒以外の製品にも拡大するか等も議論されたが、結局、合意に至らなかった。そのため、現在は、二国間の自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA)、複数国間の経済連携協定 (日欧 EPA、TPP 等) に自国の方式を織り込む潮流となっている。すなわち、EU と米国の間で、GI について自国の方式を世界標準にしようという激しい陣営争いがあるのである。『GI 制度の輸出競争』と言われている。

上記協定の交渉で、EU は、**① GI は独自 (sui generis) の制度を採用、② すべての製品に追加的保護の適用を拡大、③ 商標と GI の併存を肯定、④ 相互に、保護すべき GI を登録しあうことを要求している。**

一方、米国は、**① GI は商標制度 (とくに証明商標制度) に対応、② 追加的保護の適用製品は拡大しない、③ 商標と GI の併存を否定、④ 普通名称の判断基準および既に普通名称となっているものを確認することを要求している。**

(4) 韓国を舞台にした EU と米国の争い

2011年に発効した EU 韓 FTA に基づき、韓国は、**① GI は独自 (sui generis) の制度 (改正した農産物品質管理法) に対応し、② すべての製品に、追加的保護の適用を拡大し、③ 商標と GI の併存を肯定することに合意し、④ 相互に、保護すべき GI を保護した。**

これに対し、米国の巻き返しがあった。2012年に発効した米韓 FTA で、

韓国は、① GI は証明商標制度で保護し、② 商標と GI の併存を否定し、③ 周知商標と競合する商標・GI の使用による、周知商標の評判棄損の防止に合意した。

EU 韓 FTA と米韓 FTA は、一部矛盾する。結局、韓国は米国に配慮し、① 証明商標制度を創設し(2011年)、② 先願商標と GI は先願主義(併存を否定)で、先登録 GI と商標は先登録主義とし、③ FTA により保護する GI の追加的保護は、農産物品質管理法ではなく、不正競争防止法(2011年改正)で対応することとしている。

(5) 普通名称の判断についての若干の考察

米国は、上記(3)④の要求によって、EU のいう GI (例えば、ロックフォール)を普通名称にしてしまおうとしているように思われる。米国の考える保護されるべき GI は、EU のいう GI に各々の産地名を組み合わせた結合名称(例えば、カリフォルニア・ロックフォール)というわけである。

福島県伊達市を中心とする地域で生産される『あんぼ柿』という干柿がある。福島県伊達市梁川町五十沢が、あんぼ柿の発祥の地であり、干柿に係る硫黄燻蒸の発祥の地である。当該地域の生産者は、今でも『あんぼ柿』の名称で出荷している。

現在、干柿について広く硫黄燻蒸がなされ、『○○あんぼ柿』の名称を付した干柿も全国各地に散見されるが、これは、昭和40年代に全国から農業団体が視察に訪れ、五十沢がそれを受け入れ、あんぼ柿の製法が各地に伝播したためである。上記対応は、知財サイドから見ると失敗だが、農業サイドから見ると成果と言われる。

この場合、『あんぼ柿』について GI 登録を認めるのが、EU 的考え方であり、一方、『あんぼ柿』は普通名称であるとして、『伊達のあんぼ柿』のような結合名称について GI 登録を認めるのは、米国的考え方といえるであろう。

なお、以前、当該地域の生産者団体が『アンボ柿』の商標権を有していたが(第318790号)、度重なる農協合併の過程で存続期間の更新がされず、当該商標権は消滅した。近時、『あんぼ柿』(標準文字)が商標登録出願されたが、異例の審査官会議を経て、商標法3条1項3号を理由に拒絶された。普通名称(同1号)や慣用商標(同2号)を拒絶理由としていない点が重要である。

ところで、フランスの『原産地呼称保護法』(1919年。前述2-2(2))第10条は、「ブドウ産品 (produits vinicoles) に関する原産地呼称は、ジェネリック(一般的)なものとはみなされず、また、公共のものともならない。」⁽¹³⁾と規定し、ぶどう産品の原産地呼称は普通名称化しないと表明している。

一方、日本のGI法22条1項3号は、「登録に係る特定農林水産物等の名称が第十三条第一項第四号イ(筆者注：普通名称であるとき)に該当するに至ったとき」は、農林水産大臣は、「登録の全部又は一部を取り消すことができる」としている。すなわち、事後的に普通名称化することを想定している点で、EUとは異なる。

2-5. 平成30年改正の位置付け⁽¹⁴⁾

EU方式と米国方式の農業政策の方向性の違いを背景に、第2次世界大戦後、EUと米国は原産地呼称保護をめぐり激しい対立が続く。TRIPS協定の発効、WTOドーハ・ラウンドおよびパネル報告を経て、現在はGI制度の輸出競争の様相を呈している。また、とくにEUにおいて、一般的品質から固有の品質への移行の傾向もみられる。このような国際的潮流の中、2014年、日本のGI制度は誕生した(2015年6月1日施行)。

GI法および商標法の平成30(2018)年改正は、日欧EPAの的確な実施の確保が目的である。

日本のGI制度では、生産地の範囲および特性、特性と生産地の不可分性、特性に係る生産の方法等を定めた申請書・明細書を作成する(EUのGI制度

の①生産地等の確定、②生産基準の設定に対応)。また、③生産者団体による明細書適合性の検査・指導等の生産行程管理業務および、農林水産大臣による生産者団体に対する監視・指導が行われる (EU の GI 制度の③監視・監督に対応)。したがって、①EU 型の独自 (sui generis) の GI 制度 (前述2-4(1)) を採用しているといえる。この点、生産地等の確定にとどまるのが、地域団体商標制度といえる。

また、④商標と GI の併存を肯定している (GI 法 3 条 2 項但書 2 号、商標法 26 条 3 項参照。後述3-1)。

さらに、今回の日欧 EPA により、②農林水産物に追加的保護以上の保護を適用し (TRIPS 協定 23 条 + a。後述3-4(1)イ)、④GI 産品リストに基づき指定された GI を相互に保護しあうこととし、GI についてより EU 陣営に近くなったと評価できる (前述2-4(3))。

3. GI 法と商標法の交錯

以上を踏まえて、GI 法と商標法の交錯の問題を検討していく。

GI 法と商標法の交錯の問題は、『商標登録と GI 登録の併存』 (後述3-1) を前提として、同一人または同一団体に GI 登録と商標登録が帰属する『商標と GI の組み合わせ』の問題 (後述3-2) と、異なる第三者に GI 登録と商標登録が帰属する『商標登録と GI 登録の分属』の問題 (後述3-4) に分けて考えるべきである。そして、商標と GI の組み合わせには、『先使用権の運用』 (後述3-3) が関係する。

上記検討したうえで、平成30年 GI 法改正によって、新たに生じた問題や未解決の問題を指摘する (後述3-5)。

3-1. 商標登録と GI 登録の併存⁽¹⁵⁾

(1) 商標登録が先の場合

TRIPS 協定では、①加盟国における TRIPS 協定の GI の規定の適用日前、②原産国における GI の保護の日前に、商標が善意に出願・登録され、または善意の使用により権利取得された場合、商標が GI と同一・類似であることを理由として、商標登録の適格性・有効性または商標の使用権は害されない（TRIPS 協定24条5）と規定されている。一方、WTO のパネル報告書（WT/DS174）により、GI と先行する商標の併存は、TRIPS 協定17条によって正当化される（TRIPS 協定24条3および24条5は適用外）とされている（前述2-4(2)）。その余は、各国に委ねられている。

日本では、商標登録が先・GI 登録申請が後のケースは、原則として、登録商標と同一・類似の名称は GI 登録できない（GI 法13条1項4号ロ）。

但し、生産者団体が商標権者である場合や商標権者・専用使用権者の承諾を得ている場合は、GI 登録が可能である（GI 法13条2項。商標登録と GI 登録の併存）。この場合、商標権は存続するものの、当該 GI 産品について、商標権の効力は制限される（商標法26条3項）（後述3-4(4)表3B）。この場合、GI 登録生産者団体（甲）と商標権者（乙）が異なることがあるが、①乙が甲の構成員である場合は、乙は GI を使用でき、②乙が甲の構成員でない場合は、乙は自己の登録商標を使用でき（GI 法3条2項但書2号）、甲も GI 登録についての乙の承諾を得ているため、通常この両者は問題とならないであろう。

(2) GI 登録が先の場合

TRIPS 協定では、GI を含むまたは GI から構成される商標登録は、①ワインや蒸留酒については、拒絶または無効とし（TRIPS 協定23条2、24条7）、②それ以外の商品については、真正の原産地について公衆を誤認させるよう

な場合、拒絶または無効とする (TRIPS 協定 22 条 3、24 条 7) と規定されている。その余は、各国に委ねられている。

日本では、GI 登録が先・商標登録出願が後のケースは、ワイン・蒸留酒に係る出願については拒絶されうる (商標法 4 条 1 項 17 号)。

一方、それ以外の商品に係る出願については、特に定められた規定はない。この点、農林水産省の資料によれば、「(日欧 EPA) 協定発効後、保護されている GI と同一・類似名称の商標出願があった場合、当該商標が、GI 製品の品質に誤認を与える場合、当該商標出願は拒絶される⁽¹⁶⁾」とある。従来から、まず、商標法 4 条 1 項 16 号により拒絶されうるとされてきた。また、一般的な出願と同様、商標法 3 条 1 項 3 号、商標法 4 条 1 項 10 号・15 号・19 号により拒絶されうると考えられる。

したがって、自己の業務に係る農林水産物等の商標で、周知 (商標法 3 条 2 項・7 条の 2 第 1 項参照) であり、かつ、登録 GI 製品の明細書に適合する製品を指定商品とする (品質誤認を生じない) 場合は、商標登録が可能と解される (GI 登録と商標登録の併存)⁽¹⁷⁾。

なお、米国は、EU のいう GI を普通名称にしてしまおうとしているように思われる (前述 2-4 (5))。したがって、先に GI 登録がある場合に、後の商標登録出願について、普通名称 (商標法 3 条 1 項 1 号) を理由に拒絶するのは、米国的考え方であり、EU 型の GI 制度と矛盾を生じる。

(3) 問題提起

GI 登録が先の場合について、農林水産省の運用はさらに、登録の可否だけでなく登録の効力にまで踏み込んでおり、「GI 法に基づき登録された後に、出願し登録となった当該登録製品の名称と同一又は類似の商標を使用する場合は、文字のみで構成される商標に限らず、図形等との結合商標であっても、当該商標の使用は GI 製品の名称と同一又は類似の表示であるとして GI 法

による規制の対象となります」とし、その理由として、「何人も GI 法に基づき登録された製品の名称と同一又は類似の名称を表示してはならないという GI 法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の反対解釈」として「(GI) 登録の日後に商標登録出願された場合等についてはその使用は認められないこととなります」としている (下線は筆者が付した)⁽¹⁸⁾。

すなわち、GI 登録後に登録された GI と同一・類似の商標は、専用権の範囲ですら使用が認められない。後登録の GI によって先登録の商標権の効力は後退するが (商標法 26 条 3 項参照)、後登録の商標権によって先登録の GI の効力は後退しないわけである。⁽¹⁹⁾

山下正行 (元農林水産省食料産業局長) は、GI 制度と商標制度の登録の場面 (登録の可否) における「優先関係は原則として登録の先後関係で決することとしており」と述べ⁽²⁰⁾、GI 法においても、登録の場面 (登録の可否) における他の GI や商標との関係については、先願主義ではなく、先登録主義が採用されている (GI 法 13 条 1 項 3 号口、同 4 号口)。このことから考えても、効力の場面において、商標権の効力だけ一方的に凹まされるのはバランスが悪いようにも思われる。

WTO のパネル報告書 (WT/DS174。前述 2-4 (2)) は、商標登録が先の場合に係るものであり、GI 登録が先の場合については、指標となるものはない。もっとも、GI は、後登録の場合ですら先登録の商標権より優位 (商標法 26 条 3 項参照) なのであるから、先登録の場合は当然に後登録の商標権より優位に扱われるのも、一応の筋は通っているようにも思われる。

この点をもっと議論がなされるべきで、⁽²¹⁾ 国家の登録に基づく商標権の対世的な効力の取り扱いを、反対解釈という農林水産省の通知によって既定路線化してしまうのには違和感が残る。

(4) GI 登録申請および商標登録出願ともに係属中の場合

上記(3)のように、GI 登録申請と商標登録出願の優劣は、申請の先後ではなく、登録の先後によると解される。

GI 登録申請の審査について山下・元局長は、「商標登録の出願中に地理的表示の登録の申請がなされた場合は、商標の方が先に登録されると、これは原則どおり商標権者の承諾を受けなければ地理的表示の登録ができない⁽²²⁾」と述べ、農林水産省の運用においても、申請 GI と類似の「商標が出願中であって登録されていない場合は、その他の部分についての審査を進めることとしてい⁽²³⁾」る。

また、商標登録出願の審査については、両時判断(商標法4条3項)されるものを除き、査定時の判断である。

以上より、商標登録と GI 登録の併存を望む場合は、GI 登録の前に少なくとも商標登録出願していることが必要といえる。

3-2. 商標と GI の組み合わせ

(1) 複数階層の必要性

以上のように、日本でも商標登録と GI 登録が併存しうる。では、両者は組み合わせ可能なのであろうか。

EU の GI 制度は、PDO (AOP) と PGI (IGP) の 2 階層からなる(前述 2-2(5))。ブランド戦略では、しばしば、複数階層のブランドが設けられる。実際、EU では、同じ産品が PDO と PGI の双方に登録されていることも多い(例えば、バルサミコ酢(イタリア)について、Aceto balsamico tradizionale di Modena (PDO) と、Aceto Balsamico di Modena (PGI))。複数階層のブランドにすると、上位のブランド(PDO)を需要者に対するフラッグシップとして、また、生産者自身の目標として、さらなる品質の向上を牽引することができる。そして、そのような品質の向上のサイクルを継続

することにより、農業者の所得向上が達成されるのである。

この点、日本のGI制度は、EUのPDOに当たるものがなく1階層しかないなので、商標制度との組み合わせ等による複数階層化が必要と考えられるのである。⁽²⁴⁾なお、従来からある『本場の本物』（食品産業センター）は2階層である。

（2）立法者の意図

立法者の意図をうかがい知れるものとして、第186回国会衆議院会議録第23号、第186回国会衆議院農林水産委員会会議録第15号および第186回参議院農林水産委員会会議録第17号がある。

とくに、第186回参議院委員会会議録第17号において、林芳正（農林水産大臣）は、GI制度と地域団体商標制度について、「地域の実態や産品の特性を踏まえてブランド戦略をつくっていただいて、これに応じて利用する制度を選択すると、こういった対応をとっていくことが重要だと考えております」⁽²⁵⁾と述べている。

山下・元局長は、GI制度と地域団体商標制度について、「地域の実態や産品の特性を踏まえたブランド戦略に応じて利用する制度を選択し、又は両者を組み合わせて利用するといった対応を取っていくことが重要ではないかと、こういうふうに考えております」⁽²⁶⁾と述べ、GI制度と商標制度について、「地理的表示保護制度は、商標制度と別個の体系でございまして、・・・その法的効果も両者で異なるわけでございますので、必要に応じて双方の制度の利点を活用していただくということ、二つがブランドを保護するための制度として並列することになると考えております。」⁽²⁷⁾と述べている。そして、「例えば既に地域団体商標の登録を受けている農協等の団体がブランド価値をより強力に保護するため、併せて地理的表示の登録を受けるというようなことも可能でございます。」⁽²⁸⁾と述べている（下線は筆者が付した）。

上記発言だけでは、GI 制度と商標制度は、択一選択的に並び立つ（同じ名称については、どちらか1つの制度しか利用できない）という趣旨なのか、組み合わせて利用できる（同じ名称について、両制度を利用できる）という趣旨なのか明らかではなかった。

しかし、使用対象にズレがある GI と商標を組み合わせる場合は、GI と商標は非類似の名称でなければならない（GI 法 3 条 2 項本文参照）という、農林水産省の運用が次第に明らかになってきた。⁽²⁹⁾すなわち、法文上は登録商標と GI 登録の併存を予定しつつ、実際の運用においては、同じ名称については、どちらか1つの制度しか利用できないのである（下記(3)および(4)）。

(3) 市田柿の事例

長野県飯田市を中心とする地域で生産される『市田柿』という干柿がある。市田柿については、2006年に地域団体商標の登録がされ使用されていた（第5002123号）。市田柿は、GI 制度施行初日の2015年6月1日に、受付開始と同時に GI 登録申請された14件のうちの1つである。

申請当初は、①秀品についてのみ、登録 GI「市田柿」と GI マークを付し、②優品および良品については、先願登録商標の継続使用を認める GI 法 3 条 2 項但書 2 号を根拠に、地域団体商標「市田柿」を使用しようと考えていた。

当時は、登録 GI の使用に際しては GI マークを付さなければならず（改正前 GI 法 4 条 1 項）、地域団体商標には GI マークを付せないのであるから、GI マークと組み合わせることにより、①と②の両者を区別できると考えたのである。また、商標においては、実務上、類似群コードが同一の商品についても並存登録が認められている。その場合、実務上は、混同防止表示を行うことが多い。市田柿の場合も、地域団体商標の使用に際して、GI 産品ではない旨（混同防止表示）を記載すれば、名称について需要者の誤認混同は生じず、需要者の利益保護（GI 法 1 条参照）にもとることはないとも考えた。

なお、秀品・優品・良品ともに、申請書・明細書記載の『特性』は満たしており、秀品であることは、申請書・明細書の外の『出荷規格』に過ぎない。

上記のように、登録GIと登録商標を組み合わせ、GI登録により品質基準を高く設定しつつ、商標権により地域の既存の生産者を広く取り込む、2階層のブランド構造を検討した理由は、大きく3つある。

第1に、将来にわたる品質の向上である。当時から市田柿は、全国の地域ブランド產品の中でも高い品質基準と管理体制を備えていた。一方で、管内に3000人を超える生産者がいたのである。そのため、下記が懸念された。

一般に、いったん基準というものが文書化され固定化されると、その変更にはかなりのエネルギーを要する。国に登録された基準となれば、なおさらである。生産者のレベルにはばらつきがあるが、自らの產品がGIの対象から外れるおそれが出てきたときは、当該者は品質基準の向上に強く抵抗するであろう。その抵抗は、品質基準を新たに設定するときよりも、品質基準を変更するときの方が強いと思われる。『共有地の悲劇』と同じ利益状況である。共有地の悲劇とは、構成員の一部の者が自己の利益の最大化を図った場合、その者は短期的には利益を得るが、他の構成員が追随した場合、構成員全員が歩調を合わせていた時よりも、どの構成員の利益も減少し、構成員全体の総利益も減少する、という経済学の法則である。

2階層のブランド構造であれば、下位のブランドの品質基準をそのままに、上位のブランドの品質基準だけを上げることができる。しかし、ブランドの品質基準が1階層しかない場合において、当該基準をレベルの低い生産者の基準に合わせれば、将来における品質向上や価値向上は見込みづらい。

また、農林水産省は、申請書・明細書には、特性や生産方法等の基準について生産者の最大公約数的なレベルを記載すべきと考えているように思われる。そして、GI登録後の品質の向上は、明細書の変更（生産者団体ごとの基準の上乗せ）で対応できると考えているように思われる。

しかし、最大公約数的な基準では、製品の個性やこだわりを十分に反映できず、ブランド・エクイティの蓄積の面からも効率が悪い。また、自分の属する生産者団体が明細書による上乘せをしても、他の生産者団体が自分達より低い基準(申請書と同一の基準)で同じGIを付すことができるのであれば、不公平感が生じるのではないか。結局、共有地の悲劇と同様の心理から、全ての生産者団体に、申請書と同一の明細書になるのではないだろうか。

第2に、既存の生産者への配慮である。

仮に、GI 産品を秀品のみとすると、当該地域の既存の生産者がGIと同一・類似の名称を付し続けることができなくなる場合がある。かといって、上述の通り、ブランドの品質基準が1階層しかない場合において、当該基準をレベルの低い生産者の基準に合わせれば、その後の品質向上や価値向上は見込みづらいというジレンマに陥る。

第3に、消費者への配慮である。これは、市田柿については当てはまるものではなく、本来考慮する必要はなかったが、市田柿がGI制度のリーディングケースであったことから考慮した。

ブランドの品質基準が1階層だと、品質の向上に伴い価格が上昇する場合、消費者が追随できなくなってしまうおそれがある。とくに農産物は、日常的に消費されるものであるため、価格が上昇すれば良いというものでもない。

下位の品質の産品を、上位の品質の産品として流通させることは絶対に許されないが、一般的に、上位の品質の産品を、下位の品質の産品として流通させることはある。

じつは、ハイ・ブランドのブランド戦略でも、王室・富裕層向けの希少商品と、一般人向けの普及商品を使い分けている。例えば、エルメスは普及商品を軸にビジネスを成立させている一方、ケリー・バッグやパーキン・バッグのイメージが普及商品の価値をも引き立たせている結果、エルメスの商品全体のコモディティ化(前述1-2)を防いでいると言える。ブランドの複数階

層化の必要性が再確認できるであろう。

結局、農林水産省は、地域団体商標「市田柿」の使用について、GI法3条2項但書2号の適用を認めなかったため（後述3-3(1)）、生産者団体であるJAみなみ信州は、GI製品の基準を秀品だけでなく優品・良品まで含むこととし、GI登録を受けた（第13号）。

その他にも課題はあったが、JAみなみ信州の尽力と私の若干の助力により見事に地域をまとめ上げ、現在は地域一丸となって品質の維持向上を図っている。そして、2019年3月9日、JAみなみ信州の柿部会は、GIを含む市田柿のブランド確立の取組みが評価され、『第48回 日本農業賞』集団組織の部で『大賞』および『農林水産大臣賞』を受賞した。

（4）小括および問題提起

生産者団体やその構成員である生産業者が先願登録商標を有している場合、GI法3条2項但書2号の適用は認められない（後述3-3(1)）。すなわち、この場合に、使用対象にズレがあるGIと商標を組み合わせるときは、GIと商標は非類似の名称でなければならない（GI法3条2項本文参照）、同じ名称については、どちらか1つの制度しか利用できない。

GI登録には生産期間の合計が概ね25年あることを要するため、ブランド化に意欲的な団体や地域は、GI登録申請より先に商標登録することが考えられる。実際、2019年2月15日現在、GI登録された73件のうち、36件（商号付きの商標を含めると41件）について同一・類似の商標が先に登録されている。

しかし、上記(3)のように、農林水産省の運用では、先に商標登録し使用していた場合でも、当該商標と同一・類似の名称でGI登録を目指す場合には、商標の使用対象とGIの使用対象を一致させなければならない（事実上、GIに一本化せざるを得ない）。

その結果、後の GI 登録により、先願登録商標を使用できる商品の範囲は、指定商品のうち、登録 GI 産品に係る商品のみに減縮される場合がある。

国会答弁では、GI と商標の併存 (両登録の可否) については議論されているが、効力 (両登録の効力の矛盾・衝突の際の調整) についての議論は見当たらない。

そのため、GI 登録申請をする (または GI 登録に承諾を与えた) 商標権者の通常の意味としては、GI は『地域の共有財産』であるがゆえに、GI の基準を満たす地域内の生産者に対しては商標権を行使できない (排他的効力が制限される。商標法 26 条 3 項) ことは覚悟しているはずである。しかし、生産者団体やその構成員である生産業者が先願登録商標を有している場合、当該商標と同一・類似の名称で GI 登録するときは、後の GI 登録により、当該商標を使用できる商品の範囲は、指定商品のうち、登録 GI 産品に係る商品のみに減縮されることまでは覚悟していないのではないだろうか。

3-3. 先使用権の運用および商標権保有の必要性

(1) 先使用権の運用実態

GI 登録後も、①登録 GI 産品の加工品等への GI または類似等表示の使用 (GI 法 3 条 2 項但書 1 号。「類似等表示」とは、GI に類似する表示または GI と誤認させるおそれのある表示をいう (GI 法 3 条 2 項本文)) や、② GI 登録日前の先出願登録商標の商標権者等による商標の使用 (同 2 号)、③ GI 登録日前から商標の使用をする権利を有している者による商標の使用 (同 3 号)、④ GI 登録日前から不正の目的でなく GI または類似等表示を使用していた者等による GI または類似等表示の使用 (同 4 号) が認められている。

農林水産省の運用では、先使用権を限定的に適用しており、とくに生産者団体やその構成員である生産業者に対しては、同 2 号乃至 4 号の適用について否定的である。生産者団体は生産行程管理業務 (生産が明細書に適合して

行われるために必要な指導・検査)をすることを要し、構成員は生産行程管理業務に従うことを要するからだと思われる。例えば、GI 登録前から登録 GI と同一の名称を使用していたとしても、「登録生産者団体の構成員が登録後も基準を満たさない産品に登録名称を使用する行為は認められません。登録産品とは類似等しない名称を使用するようにして下さい。」⁽³⁰⁾としている。

農林水産省は「登録生産者団体の構成員が」としていることから、農林水産省の運用と整合的に考えれば、GI 法 3 条 2 項但書 2 号乃至 4 号の適用は、同一人または同一団体に GI 登録と商標登録が帰属する『商標と GI の組み合わせ』の事例については認められず、異なる第三者に GI 登録と商標登録が帰属する『商標登録と GI 登録の分属』の事例（後述 3-4）については認められるということになるであろう。

なお、上記の農林水産省の運用が、GI の基準を満たす産品への登録商標の使用は認めるとの趣旨だとしても、後の GI 登録により、先願登録商標を使用できる商品の範囲が、指定商品のうち、登録 GI 産品に係る商品のみに減縮されることにほかならず、問題があることは指摘した（前述 3-2（4））。

（2）先使用権についての若干の考察

農林水産省は、GI 法 3 条 2 項但書 2 号乃至 4 号を先使用権と位置づけ、先使用権は、GI 法の規制に対する例外措置だから濫用すべきではないとしている。

しかし、商標法上の先使用権は、商標使用者の努力により蓄積されたグッドウィルを既得権として保護する趣旨であり、未登録周知商標についての保護規定である（商標法 32 条参照）。

商標法とパラレルに考えるのであれば、先使用権といえるのは、登録を有しない場合の GI 法 3 条 2 項但書 4 号であり、商標登録を有する場合の同 2 号は、先使用権ではなく、併存登録を前提に GI 登録と商標権の効力を調整

する規定と解される。すなわち、商標法と GI 法の調整規定として、商標法 26 条 3 項および GI 法 3 条 2 項但書 2 号が位置づけられるのではないだろうか。とすれば、GI 法 3 条 2 項但書 2 号と、純然たる先使用権である同 4 号とで、異なる取り扱いをする余地はあるのではないだろうか。

なお、平成 30 年改正で、GI 法 3 条 2 項但書 4 号の先使用権について、原則として GI 登録日から 7 年という期間が設けられた。日欧 EPA に関連して設けられたものであるが、上記の先使用権の趣旨(商標法 32 条参照)からすると、もはや先使用権ではなく、猶予期間に過ぎないともいえる。

(3) 商標権を保有し続ける意義

前述のように、① GI 登録後に登録された GI と同一・類似の商標は、専ら使用権の範囲ですら使用が認められないという運用(前述 3-1(3))や、②後の GI 登録により、当該商標を使用できる商品の範囲は、指定商品のうち、登録 GI 産品に係る商品のみに減縮される場合があるという運用(前述 3-2(4))がある(その他の運用については、後述 3-5(4)参照)。

とすれば、農林水産物については、商標制度は、『GI 登録までのつなぎ』(概ね 25 年)の制度に過ぎなくなってしまうのではないかと、との疑問が生じるであろう。

GI 法施行前、全国の JA を回って GI 制度の説明をした際に多かった声は、既に商標登録をしている場合、あえて GI 登録をする必要があるのかや、これから登録する場合、GI と商標のどちらを選択すればよいのかという質問であった。それに対して私は、前述 1-1 のようなメリットがあるため、商標と GI を並行登録すべきと答えていた。

また、GI 登録後は、商標権は不要となるのではないかとという質問もよく受けた。私は、以下の理由から、GI 登録する場合も商標権を保有(新たに取得し、または継続して維持)すべきと考える。

第1に、自ら積極的に、機動的かつ緻密なブランド・コントロールをした場合は、商標権の方が有効である。GI法3条2項または4条2項違反の場合、違反者に対して農林水産大臣の措置命令がなされる（GI法5条）。しかし、現時点の当局の取締り体制に鑑みると、登録生産者団体等から措置請求（GI法35条1項）がなされ、必要な調査（同2項）を経た後、措置命令（GI法5条）がなされるのが通常であろう。そして、違反者に対する措置命令（GI法5条）は、基本的に、GIやGIマーク等の除去または抹消であり、選択肢に乏しい。とすれば、（とくに地域外の第三者による使用に対しては、）商標権に基づく警告・差止請求（の仮処分）や、様々な条件を設定できる商標権のライセンスの方が、機動的かつ緻密に対処できると考える。

一方、地域内の構成員のGI法3条2項または4条2項違反に対しては、違反者に対する措置命令（GI法5条）と並行して（場合によっては、GI法5条の措置命令に先行して）、登録生産者団体に対する措置命令（GI法21条1項）がなされる。この点、2019年3月25日までに公示された87製品の生産行程管理業務規程（公示後に取り下げられた2件を含む）を見ると、明細書適合性の確認・指導について、除名・会員資格停止まで定めていたのが34製品（39.1%）、出荷禁止・出荷停止にとどまるのが41製品（47.1%）、その他が12製品（13.8%）であった。また、GI等の使用の確認・指導について、除名・会員資格停止まで定めていたのが36製品（41.4%）、出荷禁止・出荷停止にとどまるのが29製品（33.3%）、その他が22製品（25.3%）であった。措置命令（GI法21条1項）を受けた登録生産者団体にあつては、上記のような対応が想定されるが、登録生産者団体は強制力を有するものではなく、とくに系統外出荷がされている場合には実効性に乏しいといえる。

また、商標権の場合は、地域内の事業者に対しても、商標権者が指導する基準・方針を遵守することを条件にライセンスすることにより、GIのように多数の事業者の合意を経ることなく、タイムリーに製品の品質を向上させ、

あるいは細かくブランドイメージをコントロールしている例もある（それゆえ、逆に、アウトサイダーを生じさせる可能性を内包する）。

さらに、損害賠償請求（民法709条）する場合には、商標権には立証負担の軽減規定がある。一方、これらが法定されていない GI 制度は、自らによる機動的かつ緻密なブランド・コントロールは不得手といえる。なお、不正競争防止法2条1項14号に基づき損害賠償請求（同法4条。前述1-1）する場合には、同法5条2項の推定規定の適用は一応、排除されていないが、具体的事案における裁判所の判断に委ねることとされている。

第2に、日本で登録された GI は、原則として日本国内のみでの保護であり、海外では相互保護の条約を締結した国でのみ保護される。そのうえ、相互主義国であっても、日本と GI の類似範囲や読み方が異なるという相互保護の限界もある。そのため、日本における商標登録を基礎登録として、マドリッド協定議定書による商標の国際登録をすることは、非相互主義国において必要不可欠であるばかりか、相互主義国においても当該名称の保護を万全にできる点で有効である。

第3に、商標権によって、GI 産品周辺の商品・役務のブランド・コントロールを万全にすることが考えられる（後述3-4参照）。

（4）時系列的な地域ブランドの保護方法

既に確立している産品については、GI 制度のメリット（前述1-1）や、農林水産省の運用（後述3-5（4））、商標権保有の意義（上記（3））を考慮したうえで、自ら積極的に、機動的かつ緻密なブランド・コントロールをしたい場合は、①商標権のみで対応するか、②商標権と GI 登録の併用が有効といえる。一方、地域ブランドの保護のみで十分な場合は、③GI 登録のみで良いであろう。

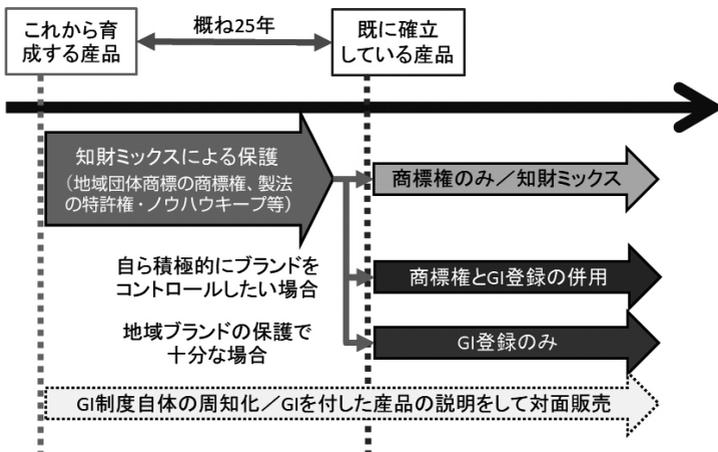
なお、GI 制度のメリットを補足すると、輸出を図る場合には、商標制度

にはないメリットがある。第1に、相互保護の条約を締結した国においては、商標登録をしていない場合であっても、保護される。第2に、日欧EPAのように、TRIPS協定23条の追加的保護の適用拡大が約されている場合（後述3-4（1）イ）、農産物・食品についても「～種」「～型」「～様式」「模造品」「～風」等を伴う表示を防止できる。第3に、EUのように独自（sui generis）のGI制度を採用する国への輸出の増加や、当該国での販売における有利な取り扱い（高級品の陳列棚に置かれる、冷蔵庫に入れてもらえる等）が期待できる。

また、GI登録には、特性の確立までの期間として、生産期間の合計が概ね25年あることが必要である。

そのため、これから育成する産品については、GI登録申請ができるようになるまでは、商標権および製法の特許権やノウハウキープ等の知財ミックスによる保護が有効と考える。その後は上記同様、①GI登録せずそのまま（知財ミックス）でいくか、②商標権とGI登録を併用するか、③GI登録に一本化することが考えられる（図2）。

【図2】時系列的な地域ブランドの保護方法



3-4. 商標登録と GI 登録の分属

(1) 商標法と GI 法の規制のズレ

ア 規制対象

GI 法の規制対象は、「登録に係る特定農林水産物等が属する区分・・・に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等」(GI 法 3 条 2 項本文)である。

すなわち、GI 法の規制対象には、①登録に係る特定農林水産物等(以下、「登録 GI 産品」という)、②①が属する区分に属する農林水産物等、③②を主な原料・材料とした加工品がある。

なお、農林水産省によれば、「製造」とは、原料として使用したものと本質的に異なるものを作り出すことをいい、「加工」とは、材料の特性は保持させつつ、新しい属性を付加することをいう。製造・加工のいずれも、『本質的な変更』が必要な点は共通する。よって、本稿では、GI 産品から製造・加工された農林水産物等をまとめて「加工品」と呼ぶ。

一方、商標法の規制対象は、指定商品・指定役務と同一・類似の商品・役務である(商標法 25 条・37 条 1 号)。

両制度の規制対象となる産品の範囲は、その制度趣旨の違いにより、下記のようにズレがある(表 3 A)。

GI 制度は、名称の保護のみならず、品質をも国が保証(国によるお墨付き)するものであり、特定農林水産物等とは、生産地・生産基準およびその監視・監督による品質までを含めた産品である。すなわち、特定農林水産物等という概念は『××という生産方法による△△という特性を有する○○産のりんご』に限定される。

一方、商標制度は、本来的に名称のみを保護するものであり、指定商品という概念も『りんご一般』にまでおよび、非常に広い。地域団体商標の場合でも、『○○産のりんご一般』にまでおよび。

さらに、農林水産省に確認したところによると、例えば、「米穀」について GI 登録した場合に、GI や類似等表示の使用が禁止されるのは、「第一類農産物類」の下欄（区分に属する農林水産物等⁽³¹⁾）に挙げられているもの全てである。「第一類 農産物類」の下欄には、「一穀物類（米穀、麦類、雑穀、豆類、その他穀物類）」「二 野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。）」「三 果実類」「四 糖料作物、未加工飲料作物（茶葉及びコーヒー豆を含む。）、香辛料原料作物、油脂用の種実・堅果・種核等、香料用作物」「五 前各号に掲げるもの以外の農産物類（食用に供されないものを除く。）」が挙げられており、例えば、うるち玄米（33A01）とキャベツ（32D01）のように、商標法上の非類似商品が含まれる。

また、登録 GI 製品と、それを主な原料・材料とした加工品は、商標法上も非類似商品と解される。

【表 3 A】GI と商標の規制対象

	【品 1】	【品 2】	【品 3】	【品 4】	【品 5】	【品 6】
GI 法	登録 GI 製品自体	区分に属する農林水産物等すべ ⁽³²⁾			主な原材料とした加工品	別の製品
商標法	同一商品	同一商品	類似商品	非類似商品	非類似商品	非類似商品

イ 名称

GI 法が規制する名称は、「（登録に係る）特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示若しくはこれと誤認させるおそれのある表示（類似等表示）」である（改正 GI 法 3 条 2 項本文）。

平成 30 年改正により、使用禁止対象が、GI と同一・類似の表示（改正前 GI 法 3 条 2 項本文）から拡大し、GI または類似等表示となった（改正 GI 法

3条2項本文)。

⁽³³⁾農林水産省の資料によれば、日欧 EPA において、「①産品名称の使用が、GI 産品の産地と誤認を与える場合、②GI の明細書(品質基準、生産方法等を示す文書)に沿わない産品については、①真正の産地を記載している場合、②翻訳、音訳である場合、③～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合であっても GI の侵害とみなす」ことで合意した。

この点、上記①は TRIPS 協定22条(公衆の誤認が必要)に対応し、②の①②③は TRIPS 協定23条の追加的保護(通説では、公衆の誤認は不要)の適用拡大に対応する(前述2-4(1)および(3))。さらに、②の「GI の明細書に沿わない産品については、GI を使用できない」との部分は、TRIPS 協定23条 + a と評価される。

しかし、農林水産省に確認したところによれば、農林水産省は平成30年改正前から、②の①②③は『類似(経験則上、一般的に誤認混同を生じる範囲)の表示』に当たり、GI 法3条2項違反としている。したがって、農林水産省の見解に従えば、②の①②③も誤認が必要となり、追加的保護(通説では、公衆の誤認は不要)の適用拡大に対応する、日欧 EPA の合意を担保する GI 法上の条文はないことになる。なお、GI 法には、条約の規定が直接適用される旨の規定(特許法26条参照)も見当たらない。

一方、商標法が規制する名称は、登録商標と同一・類似の標章である(商標法25条・37条1号)。

名称の類否についての農林水産省の運用は、商標の類否基準に寄せてきているので、大差はないであろう。また、商標の類似は、経験則上、一般的に誤認混同を生じる範囲の擬制であるから、GI と誤認させるおそれのある表示に対応すると解される。他方、追加的保護の拡大については、誤認が不要(例えば、～風)なことから、類似するか否かはケースバイケースである(表3B)。⁽³⁴⁾

【表 3 B】GI と商標の規制する名称

	【名 1】	【名 2】	【名 3】	【名 4】	【名 5】
GI 法	GI	GI の類似表示	GI と誤認のおそれのある表示 (H30 改正)	追加的保護 (誤認不要) ※	非類似表示
商標法	同一標章	類似標章	類似標章	事案による	非類似標章

※日欧 EPA の合意内容。該当する GI 法上の条文が見当たらない。

ウ 小括

以上をまとめると、表 3 C のようになる。GI 法の方が商標法より広範に規制していることがわかる。

また、GI の使用主体は、登録 GI 産品に GI を使用できる (GI 法 3 条 1 項)。また、登録 GI 産品を主な原料・材料とした加工品に GI または類似等表示の使用が許容される (GI 法 3 条 2 項但書 1 号)。

一方、商標権者は、指定商品・指定役務に登録商標を使用する権利を専有する (商標法 25 条)。ただし、登録 GI 産品に GI を付する行為および登録 GI 産品を主な原料・材料とした加工品に GI を付する行為には、商標権の効力は及ばない (改正商標法 26 条 3 項)。また、登録 GI 産品を主な原料・材料とした加工品については、商標法上は非類似商品と解されるため、第三者による商標登録が可能である。

以上をまとめると、名称使用可能な範囲は、表 3 D のようになる。GI の使用主体と商標権者の双方に使用が認められている箇所に、『商標登録と GI 登録の分属』の可能性が潜んでいる。

【表 3C】商標法と GI 法の規制のズレ

	【品 1】	【品 2】	【品 3】	【品 4】	【品 5】	【品 6】
【名 1】	・GI 法で規制 ・商標の専用権	・GI 法で規制 ・商標の専用権	・GI 法で規制 ・商標の禁止権	・GI 法で規制	・GI 法で規制	・規制なし
【名 2】	・GI 法で規制 ・商標の禁止権	・GI 法で規制 ・商標の禁止権	・GI 法で規制 ・商標の禁止権	・GI 法で規制	・GI 法で規制	・規制なし
【名 3】	・GI 法で規制 (H30改正) ・商標の禁止権	・GI 法で規制 (H30改正) ・商標の禁止権	・GI 法で規制 (H30改正) ・商標の禁止権	・GI 法で規制 (H30改正)	・GI 法で規制 (H30改正)	・規制なし
【名 4】	・GI 法で規制? ※	・GI 法で規制? ※	・GI 法で規制? ※	・GI 法で規制? ※	・GI 法で規制? ※	・規制なし
【名 5】	・規制なし	・規制なし	・規制なし	・規制なし	・規制なし	・規制なし

※日欧 EPA の合意内容。該当する GI 法上の条文が見当たらない。

【表 3D】商標登録と GI 登録の分属

	【品 1】	【品 2】	【品 3】	【品 4】	【品 5】	【品 6】
【名 1】	・ GI 使用可 ・ 登録商標 使用可。 効力の制 限あり	・ 登録商標 使用可			・ GI 使用許 容 ・ 商標法上 は非類似。 効力の制 限あり (H30改正)	
【名 2】					・ GI 使用許 容 ・ 商標法上 は非類似 (効力の制 限なし)	
【名 3】					・ GI 使用許 容 (H30改 正) ・ 商標法上 は非類似 (効力の制 限なし)	
【名 4】						
【名 5】						

(2) GI 登録同士の分属

GI 登録同士の分属の問題とは、異なる生産者団体に GI 登録がそれぞれ帰属する場合である。

伝統的な産品では、加工品の名称が、原料・材料と同じ名称であることは少なくない。そこで、ある生産者団体が青果について、他の生産者団体がその加工品について、それぞれ同じ名称の GI 登録をした場合には、両者の調整が必要と思われる。

この点、先の GI 登録申請受理後（平成 30 年改正前：先の申請後）意見書

提出期間満了までになされた、先の GI 製品の全部または一部を対象とする後の GI 登録申請は、意見書の提出とみなされる (GI 法 10 条 1 項)。そして、先の GI 製品の全部または一部を対象とする後の申請は、意見書提出期間経過後はできず (同 2 項)、先の申請の登録後は、登録 GI 製品のいずれかに該当するとして登録拒否される (GI 法 13 条 1 項 3 号口) とされている。

後の申請に係る製品が『本質的な変更』を伴わない場合は、先の GI 製品自体と解され、上記と同様に処理されるであろうから問題はない。

問題は、製品の『本質的な変更』を伴う場合である (上記 (1))。この場合は、先の GI 製品とは別個の特性を有する以上、そのような製品は GI 登録されると解される。とすれば、ある生産者団体(甲 1)の登録 GI 製品が青果で、他の生産者団体(甲 2)の登録 GI 製品がその加工品である場合、加工品における GI の使用について『GI 登録同士の分属』の問題が生じる可能性がある。甲 1 の登録 GI 製品の加工品には、GI の使用が認められている (GI 法 3 条 2 項但書 1 号) からである。

私見としては、このような場合は、青果に係る登録 GI 製品を主な原料・材料とした加工品については GI を使用できず、加工品に係る登録 GI 製品についてのみ GI を使用できるとすべきである。

なぜなら、第 1 に、先に青果に係る GI 登録申請があった場合は、その加工品に係る GI 登録申請も、青果に係る生産者団体のみができるとする立法論が考えられるが、それだと、本質的な変更を特性にまで高めた加工業者の功績を軽んじることになる。そして、逆もまた然りと考えるからである。

第 2 に、先の GI 登録申請の審査において、その加工品 (青果の GI 登録申請が先の場合) またはその原料・材料である青果 (加工品の GI 登録申請が先の場合) についても GI 登録されうる状態になっているかを確認・調整し、どちらかを登録拒否するという立法論も考えられる。しかし、農林水産省は、関係者による意見書提出 (GI 法 9 条 1 項) に期待している節もあり、審査に

における確認・調整では、青果と加工品について、GI登録の分属の可能性が完全に払拭されるわけではない。そうであるならば、GI登録の分属の可能性を前提に、両登録の調整を図るのが妥当と考えるからである。

（3）商標登録とGI登録の分属（論点整理）

商標登録とGI登録の分属の問題とは、異なる第三者にGI登録と商標登録が帰属する場合であるが、さらに、①同一・類似の対象について分属する場合と、②異なる対象（とくに加工品）について分属する場合に分けられる。

そして、①同一・類似の対象について分属する場合は、世界中で訴訟が繰り返⁽³⁵⁾広げられた『バドワイザー事件』⁽³⁵⁾等がある。こちらは別稿に譲りたい。

伝統的な産品では、加工品の名称が、原料・材料と同じ名称であることは少なくない。そこで本稿では、②異なる対象（とくに加工品）について分属する場合を検討する。私は、2015年のGI法施行直後に本問題を指摘していたが、業務に差し障りがあったため、論文にはしていなかった。平成30年改正により本問題の主要な点は解決したが、後学の資料として改正前の状況から述べることにする。以下、商標登録が先の場合とGI登録が先の場合に分け、商標登録が先の場合については、平成30年改正前と改正後の状況に分けて論ずる。

なお、平成30年改正により、新たな問題も生まれている（後述3-5（3））。

（4）商標登録とGI登録の分属（商標登録が先の場合）

ア 平成30年改正前

まず、乙が、GI産品を含む指定商品について、先に商標登録している場合を検討する。この場合、GI産品に係る生産者団体（甲）が商標権者（乙）の承諾を得ている場合は、当該GI産品についてGI登録が可能である（GI法13条2項3号。商標登録とGI登録の併存。前述3-1（1））。

また、当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品についての GI 登録は、GI 登録同士の分属の問題(上記(2))である。

GI 産品(青果または1次加工品)と、当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品(加工品または2次加工品)は、商標法上、非類似商品であることが多い。そのため、GI 産品に係る登録生産者団体(甲)および商標権者(乙)と、当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品に係る商標権者(丙)は異なりうる(表4A)。

さらに、丙の商標登録出願が甲の GI 登録より先の場合、当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品について、(甲の構成員でない)商標権者(丙)は、自己の登録商標を使用できるうえ(GI法3条2項但書2号)、商標権の効力が制限されていなかった(改正前商標法26条3項参照⁽³⁶⁾)。そのため、登録 GI 産品を主な原料・材料とした加工品に GI を付すことが認められている一方(GI法3条2項但書1号)、丙は当該加工品の生産者(丁)に対し商標権を行使できた。まさに、『商標登録と GI 登録の分属』の問題に直面していたのである(表4B)。

GI 登録と商標登録の分属は、地域ブランドの管理上、障害となる可能性がある。例えば、市田柿についても、天恵製菓株式会社という JA みなみ信州(GI 産品に係る登録生産者団体)とは別の会社が、柿を使用した菓子及びパン(30A01)について、GI 登録より以前から、登録商標「市田柿」を有していた(第2357157号。1991年11月29日登録)。同じ地域の企業であるため、GI 登録を原因とする遺恨を残してはならない。そのため、天恵製菓株式会社と JA みなみ信州との間で、商標権の使用や協力関係について定めた覚書を締結する必要があったのである。GI において最も大変なのは、申請書類の作成ではなく、このような地域のとりまとめである。

【表 4 A】商標登録が先の場合の権利者 (改正前)

	GI 産品について	当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品について
GI	甲が GI 登録 (乙の承諾あり。GI 法 13 条 2 項但書 3 号)	GI 登録同士の分属の問題
商標	乙が商標権者	丙が商標権者

【表 4 B】商標登録が先の場合の効力 (改正前)

	GI 産品について	当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品について
登録 GI	付することができる (任意、改正前 GI 法 3 条 1 項)	付すことが認められる (許容、GI 法 3 条 2 項但書 1 号)
GI マーク	付さなければならない (義務、改正前 GI 法 4 条 1 項)	何人も付してはならない (禁止、改正前 GI 法 4 条 2 項)
登録商標	乙は使用可 (GI 法 3 条 2 項但書 2 号)。但、効力が制限 (商標法 26 条 3 項)	丙は使用可。効力の制限なし (改正前商標法 26 条 3 項参照)。 → GI 登録と登録商標の分属

イ 平成 30 年改正による解決

平成 30 年の GI 法・商標法の改正により、登録の効力 (表 5 B) について下記変更があった。

第 1 の改正点は、商標権の効力が及ばない範囲が、登録 GI 産品だけでなく、その加工品にまで拡大した。すなわち、改正前は、「商品 (筆者注：登録 GI 産品自体) 又は商品の包装」に GI を付する行為に、商標権の効力が及ばない (改正前商標法 26 条 3 項) とされていた。改正により、かっこ書きが追加され、登録 GI 産品 (登録 GI 産品を「主な原料又は材料として製造され、又は加工された・・・農林水産物等を含む」) またはその包装に GI を付する行為に、商標権の効力が及ばないこととなった (商標法 26 条 3 項 1 号)。

対応する GI 法の規定では、登録 GI 産品を「主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等」またはその包装等にも、GI または類似等表示の使用が許容されている (GI 法 3 条 2 項本文・同但書 1 号参照。「類似等表示」とは、GI に類似する表示または GI と誤認させるおそれのある表示をいう (GI 法 3 条 2 項本文)⁽³⁷⁾)。

上記改正により、『GI 登録と商標登録の分属』の問題の主要な点は解決した。また、下記の使用主体および使用・規制対象の拡大に係る改正点と合わせ、商標権を行使できる場面は、より限定されたといえる。

第 2 の改正点は、GI の使用主体が、登録生産者団体の構成員である生産業者 (改正前 GI 法 3 条 1 項 1 文) から拡大し、登録 GI 産品の譲渡者・引渡者・譲渡・引き渡しのための展示者・輸出者・輸入者となった (3 条 1 項)。

第 3 の改正点は、GI の使用・規制対象が、登録 GI 産品・包装・容器・送り状 (改正前 GI 法 3 条 1 項 1 文) から拡大し、登録 GI 産品・包装・容器のほか、広告・価格表・取引書類・電磁的方法により提供されるこれらを内容とする情報 (例、のぼり旗、外食のメニュー、カタログ、陳列棚の値札、インターネット上の EC サイト等) となった (GI 法 3 条 1 項)。

併せて、商標権の効力が及ばない範囲が、送り状に GI を付して展示する行為 (改正前商標法 26 条 3 項 3 号) から拡大し、広告・価格表・取引書類に GI を付して展示・頒布したり、これらを内容とする情報に GI を付して電磁的方法により提供する行為にも、商標権の効力が及ばないこととなった (商標法 26 条 3 項 3 号)。

第 4 の改正点は、使用禁止対象が、GI と同一・類似の表示 (改正前 GI 法 3 条 2 項本文) から拡大し、GI または類似等表示となった (GI 法 3 条 2 項本文) (上記 (1) イ)。

第 5 の改正点は、GI マークを「付さなければならない」(義務、改正前 GI 法 4 条 1 項 1 文) から、「使用することができる」(任意、GI 法 4 条 1 項) と

なった。但し、既登録の GI 産品について GI マークの使用を任意とするには、生産行程管理業務規程の変更が必要である。

第 6 の改正点は、GI 登録日前の商標登録出願に係る登録商標の使用について、従来はなかった主観的要件が設定された。GI 登録日前であっても、「不正の目的(筆者注：図利加害目的など)をもって当該出願に係る商標の使用」をするために行われた商標登録出願は除かれた(GI 法 3 条 2 項但書 2 号)。

第 7 の改正点は、GI と同一の表示または類似等表示の GI 登録日前からの使用に係る先使用权について、従来はなかった時期的要件が設定された。GI 登録日から 7 年経過日以後は、先使用权の対象となる農林水産物等の生産地の全部が GI 産品の生産地内にある場合であって、当該農林水産物等に GI 産品との混同を防ぐのに適当な表示がなされているときに限定された(GI 法 3 条 2 項但書 4 号)。

【表 5 A】商標登録が先の場合の権利者

	GI 産品について	当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品について
GI	甲が GI 登録(乙の承諾あり。 GI 法 13 条 2 項但書 3 号)	GI 登録同士の分属の問題
商標	乙が商標権者	丙が商標権者

【表 5 B】商標登録が先の場合の効力

	GI 産品について	当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品について
登録 GI	使用することができる (任意、GI 法 3 条 1 項)	使用することが認められる (許容、GI 法 3 条 2 項但書 1 号)
GI マーク	使用することができる (任意、GI 法 4 条 1 項)	何人も使用してはならない (禁止、GI 法 4 条 2 項)
登録商標	乙は使用可(GI 法 3 条 2 項但書 2 号)。但、効力が制限 (商標法 26 条 3 項)	丙は使用可。効力が制限(商標法 26 条 3 項 1 号参照)。

ウ 残る分属のケース

平成30年改正により、『GI登録と商標登録の分属』の問題の主要な点は解決したと述べた(上記イ)。

しかし、登録GI産品を主な原料・材料とした加工品については、商標法上は非類似商品と解されるため、第三者による商標登録が可能である。そのため、当該加工品について、GIの類似等表示と同一の登録商標がある場合、『GI登録と商標登録の分属』の問題の可能性が残っている(上記(1)表3D参照)。GIの使用主体は、GIの類似等表示については積極的に使用を認められているわけではないから、それほど問題とならないということであろう。

(5) GI登録と商標登録の分属(GI登録が先の場合)

次に、登録生産者団体(甲)が、先にGI登録している場合を検討する。この場合、GI産品を含む指定商品についての後の商標登録出願は、商標法4条1項16号もしくは3条1項3号、または4条1項10号・15号・19号により拒絶されうる。

もっとも、自己の業務に係る農林水産物等の商標で、周知(商標法3条2項・7条の2第1項参照)であり、かつ、登録GI産品の明細書に適合する産品を指定商品とする(品質誤認を生じない)場合は、商標登録が可能と解される(GI登録と商標登録の併存。前述3-1(2))。

また、当該GI産品を主な原料・材料とした加工品についてのGI登録は、GI登録同士の分属の問題(上記(2))である。

GI産品(青果または1次加工品)を主な原料・材料とした加工品(加工品または2次加工品)についての後の商標登録出願は、商標法4条1項16号もしくは3条1項3号、または4条1項15号・19号により拒絶されうると考える。GI産品とその加工品は、商標法上、非類似物品であることが多いが、GI登録が先にある以上、品質誤認の問題があるからである。

もつとも、自己の業務に係る農林水産物等の商標で、周知(商標法3条2項・7条の2第1項参照)であり、かつ、登録GI製品の明細書に適合する産品を主な原料・材料とした加工品を指定商品とする(品質誤認を生じない)場合は、商標登録が可能と解される。この場合は、登録生産者団体(甲)自身による出願であろうから(表6A)、『GI登録と商標登録の分属』の問題は生じないと思われる(表6B)。

【表6A】GI登録が先の場合の権利者

	GI 産品について	当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品について
GI	甲が GI 登録	GI 登録同士の分属の問題
商標	原則、拒絶と思料される(商標法4条1項16号・3条1項3号等) または、甲による出願	原則、拒絶と思料される(商標法4条1項16号・3条1項3号等) または、甲による出願

【表6B】GI登録が先の場合の効力

	GI 産品について	当該 GI 産品を主な原料・材料とした加工品について
登録 GI	使用することができる(任意、GI法3条1項)	使用することが認められる(許容、GI法3条2項但書1号)
GI マーク	使用することができる※(任意、GI法4条1項)	何人も使用してはならない(禁止、GI法4条2項)
登録商標		

※平成30年改正前は「付さなければならない」(義務、改正前GI法4条1項)

(6) 小括

商標法とGI法の規制にはズレがある(上記(1)表3C)。また、GIの使用主体と商標権者の双方に使用が認められている箇所に、『商標登録とGI登録

の分属』の可能性が潜んでいる(上記(1)表3D)。

製品の『本質的な変更』を伴う場合、すなわち、ある生産者団体(甲1)の登録GI産品が青果で、他の生産者団体(甲2)の登録GI産品がその加工品である場合は、加工品におけるGIの使用について『GI登録同士の分属』の問題が生じる可能性がある(上記(2))。

商標登録とGI登録の分属の問題は、①同一・類似の対象について分属する場合と、②異なる対象(とくに加工品)について分属する場合に分けられる(上記(3))。

商標登録が先の場合、平成30年改正前は、GI産品に係る登録生産者団体(甲)および商標権者(乙)と、当該GI産品を主な原料・材料とした加工品に係る商標権者(丙)は異なりうる(上記(4)表4A)。さらに、登録GI産品を主な原料・材料とした加工品にGIを付すことが認められている一方(GI法3条2項但書1号)、(甲の構成員でない)丙は当該加工品の生産者に対し商標権を行使できた(上記(4)表4B)。平成30年改正により、『GI登録と商標登録の分属』の問題の主要な点は解決した。なお、当該加工品について、GIの類似等表示と同一の登録商標がある場合、『GI登録と登録商標の分属』の問題の可能性が残っている(上記(1)表3D参照)。

GI登録が先の場合、『GI登録と商標登録の分属』の問題は生じないと思われる(上記(5)表6B)。

3-5. 残された問題

(1) 不競法・民法による請求の可否

商標権の効力は、登録GI産品や、登録GI産品を主原料とした加工品に係るGIの「使用」(GI法3条1項)については、商標権の効力は及ばない(商標法26条3項)。すなわち、上記のGIの使用は、登録GIの正当な使用となる。

では、商標権の効力が制限された商標権者は、登録GIの正当な使用者に

対して、差止請求（不競法2条1項14号・1号・2号・13号、同3条）や損害賠償請求（不競法2条1項14号・1号・2号・13号、同4条、または民法709条⁽³⁸⁾）、不当利得返還請求（民法703条）、信用回復措置請求（不競法2条1項14号・1号・2号・13号、同14条）ができるであろうか。

山下・元局長は、「民法の不法行為に基づく損害賠償請求や不正競争防止法に基づく差止め請求により民事請求を行うことも引き続き可能となっているところでございます。したがって、我が国におけるこの地理的表示の不正使用に対しましては、まずは地理的表示保護法案に基づく行政規制と従来から用いられている民法や不正競争防止法の規定に基づく民事請求の併用により排除を行っていくこととしたいと考えております。」と、第三者による登録GIの不正使用については言及しているが、登録GIの正当な使用者については言及していない。

この点、原産地の表示および当該表示を含む法人名称が商標権を侵害するか争われた事案（パドワイザー事件）で、裁判例⁽⁴⁰⁾は、「著名ないし周知の商品等表示の権利者の側としても、地名ないし人名を含む名称を自己の商品ないし営業を示すものとして使用する場合には、当該地名ないし人名を含む名称が他の企業の名称として使用される可能性があることは当然に予測すべきものであるから、そのような名称が周知性ないし著名性を取得した場合に、他人が当該名称を自己の名称として不正競争の目的なく使用する行為を甘受すべきものとしても、予測を裏切ることになるわけではない。・・・そのように解しないと、本来、当該商品の産地等を表示するもの（商標法3条1項3号）やありふれた名称を表示するもの（同項4号）として商標登録を受けられない名称が、特別顕著性を取得したという理由で商標登録された場合（同条2項参照）においては、商標権の効力が及ばない法人の名称（同法26条1項1号）に対しても、不正競争防止法上の請求が妨げられないということになるが、そのように解すると、そのような商標については、周知性、著名性

を容易には認めるべきではないという考えを招くこととなり、かえって、権利者の保護に欠けることになりかねない。」と述べ、不競法上の請求を認めなかった。

私は、商標権者は、登録 GI の正当な使用者に対しては、不競法または民法に基づく請求もできないと考える。なぜなら、差止請求や損害賠償請求、不当利得返還請求、信用回復措置請求は、商標権侵害の場合にも請求できるところ、商標権の効力が及ばない場合にも、不競法または民法に基づきこれらの請求ができるとすると、商標権の効力を制限した趣旨（商標法26条3項）が没却されると考えるからである。

（2）先願登録商標に係る指定商品

先願登録商標に係る指定商品の問題として、① GIに係る生産基準と異なる指定商品および、②登録 GI 産品を主な原料・材料としない指定商品への先願登録商標の使用の問題がある。

すなわち、登録 GI 産品は、生産地・生産基準およびその監視・監督による品質までを含めた産品（前述3-4（1））であるため、生産基準と異なる場合（例、生産基準と異なる原料・材料の使用）、GI または類似等表示を使用できない（「類似等表示」とは、GI に類似する表示または GI と誤認させるおそれのある表示をいう（GI 法3条2項本文））。

また、登録 GI 産品が青果（または1次加工品）の場合、加工品（または2次加工品）の商標権者が登録 GI 産品を主な原料・材料としなかったときは、GI または類似等表示を使用できない。

一方、商標法上は、生産基準や原料・材料の内容を問わない。そのため、① GI に係る生産基準と異なる産品や、②登録 GI 産品を主な原料・材料としない加工品についても、（GI 産品に係る登録生産者団体の構成員でない）商標権者は、GI と同一または類似等表示である先願登録商標を使用できる

（商標法25条、GI法3条2項但書2号。前述3-4（4））。

もっとも、上記のような登録商標の使用により、当該商標が事後的に、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標（商標法4条1項16号・46条1項6号）に該当するとして、利害関係人により無効審判請求されるおそれがあるのである。具体的な事件において、特許庁がどのような判断を下すか注目される。

なお、この場合でも、商標権者がGI産品に係る登録生産者団体の構成員でなければ、当該登録生産者団体が生産行程管理業務の責任を問われ、GI登録が取り消される事態にまでは至らないと解される（GI法22条1項各号参照）。

（3）商標権による品質管理の不能化（新たな問題）

平成30年改正で、商標権の効力が及ばない範囲が、登録GI産品を主な原料・材料とした加工品にGIを付する行為にまで拡大した（商標法26条3項1号）。また、登録GI産品を主な原料・材料とした加工品にもGIまたは類似等表示の使用が許容されている（GI法3条2項本文・同但書1号参照）。

伝統的な産品では、加工品の名称が、原料・材料と同じ名称であることは少なくない。一方、同じ原料・材料でも、加工方法が違えば品質が異なる。

したがって、加工品に係る商標権者（丙）がおり、その主な原料・材料が登録GI産品である場合に、登録GI産品を主な原料・材料とした加工品について、商標権者以外の者（丁）が、登録商標と同一のGIを付した場合に問題となる。

平成30年改正前は、登録GI産品を主な原料・材料とした加工品にGIを付すことが認められている一方（GI法3条2項但書1号）、加工品に係る商標権者（丙）は当該加工品の生産者（丁）に対し商標権を行使できた（前述3-4（4）ア）。

このようなねじれにより、GI 登録と商標登録の分属という問題があったが、他方、加工品に係る商標権者(丙)が、自己と同等の加工を行える業者にのみ商標権のライセンスをすることにより、一定以上の品質を維持していたという実例も確認している。

しかし、平成30年改正により、今までライセンスを受けられなかった業者も、登録GI産品を主な原料・材料とすれば、登録商標と同一の名称を使用できることが制度的に担保された(商標法26条3項1号、GI法3条2項本文・同但書1号参照)。

なお、一定以上の品質の維持を問題にするのであれば、加工品についてもGI登録すれば良いという意見もあるであろう。しかし、加工業者は会社組織で強い影響力があったり、小売り業者や流通業者によるプライベートブランドの加工品があったり、青果の場合よりも、品質基準を高く設定し地域をまとめ上げるのは容易なことではない。JAみなみ信州の指導力を期待できた市田柿ですら、品質基準の設定には頭を悩ませたのである(前述3-2(3))。

(4) 農林水産省の運用の問題点および加工品の扱いの難しさ

GI法と商標法の交錯の問題がクローズアップされたのは、1907年以降の、ブドヴァイゼル・ブドヴァル(チェコ)とバドワイザー・ビール(米国)の世界中での争い、いわゆる『バドワイザー事件』⁽⁴¹⁾であった。

EU方式と米国方式の農業政策の方向性の違いを背景に、第2次世界大戦後、EUと米国は原産地呼称保護をめぐり激しい対立が続く(前述2-1および2-4)。2005年、WTOのパネル報告書(WT/DS174)において、GIと先行する商標の併存(EEC理事会規則)については「限定的な例外」(TRIPS協定17条)として、登録商標に係る排他的権利は、GIにより後退させられるとされた(前述2-4(2))。

このような国際的潮流の中、2014年、日本のGI制度は誕生したのである。

本稿ではここまで、日本における登録GIと登録商標との関係について、下記5つの運用がされていることを確認した。

第1に、GI登録後に登録されたGIと同一・類似の商標は、専用権の範囲ですら使用が認められない（前述3-1（3））。

第2に、先使用権を限定的に適用しており、とくに生産者団体やその構成員である生産業者に対しては、GI法3条2項但書2号乃至4号の適用について否定的である（前述3-3（1））。

第3に、生産者団体やその構成員である生産業者が先願登録商標を有している場合、使用対象にズレがあるGIと商標を組み合わせるときは、GIと商標は非類似の名称でなければならず（GI法3条2項本文参照）、同じ名称については、どちらか1つの制度しか利用できない。

また、生産者団体やその構成員である生産業者が先願登録商標を有している場合、当該商標と同一・類似の名称でGI登録するときは、後のGI登録により、当該商標を使用できる商品の範囲は、指定商品のうち、登録GI産品に係る商品のみに減縮される（前述3-2（4））。

第4に、①GIに係る生産基準と異なる産品や、②登録GI産品を主な原料・材料としない加工品への先願登録商標の使用により（商標法25条、GI法3条2項但書2号）、当該商標が事後的に、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標（商標法4条1項16号・46条1項6号）に該当するとして、利害関係人により無効審判請求されるおそれがある（上記（2））。具体的な事件において、特許庁がどのような判断を下すか注目される。

第5に、平成30年の一連の改正により、商標権を行使できる場面は、より限定された（前述3-4（4）イ）。

例えば、平成30年改正前は、加工品に係る商標権者が、自己と同等の加工を行える業者にのみ商標権のライセンスをすることにより、一定以上の品質を維持できた。

しかし、平成30年改正により、今までライセンスを受けられなかった業者も、登録GI産品を主な原料・材料とすれば、登録商標と同一の名称を使用できることが制度的に担保された(商標法26条3項1号、GI法3条2項本文・同但書1号参照。上記(3))。

上記の運用のうち、第1～3の運用については、GI登録にあたって商標権者の関与が想定されるから、商標権者の予見を期待しても酷ではないと考える。

第4と第5の運用、とりわけ『加工品』については、商標権者の関与しないところで、商標権が後退させられている。とくに第4の運用は、無効審決により遡及的に商標権の不存在が擬制されるから(商標法46条の2第1項但書)、『後退させられる』というよりも、むしろ、後のGI登録によって先願登録の商標権が『侵食される』といった方が適切であろう。

確かに、第4と第5の運用についても、GI登録申請について意見書を提出する機会はある(GI法9条)。しかし、常時、GI登録申請をウォッチングする負担を商標権者に負わせるべきではないであろう。意見書提出の機会を逸すれば、商標権が後退させられ、または侵食されるというのでは、著しく法的に不安定となる。GIは『地域の共有財産』であるが、地域全体の利益を根拠にGIの優位が行き過ぎると、商標権が有名無実化するおそれがあると考える。

じつは、GI法施行後間もない時期に、上記問題の可能性があることを、特許庁の商標課長に相談に行った。しかし、当時はまだ具体的な事件は起きていなかったため、対処はされていない。

平成30年改正により、『商標登録とGI登録の分属』(前述3-4(4))の問題の主要な点は解決したが、加工品を巡る商標登録とGI登録の利益調整は、まだ十分になされたとは言い難い。

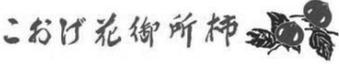
（５）図形商標と GI の分属の可能性（気になる運用）

GI 登録が先の場合について、農林水産省の運用は、「GI 法に基づき登録された後に、出願し登録となった当該登録産品の名称と同一又は類似の商標を使用する場合は、文字のみで構成される商標に限らず、図形等との結合商標であっても、当該商標の使用は GI 産品の名称と同一又は類似の表示であるとして GI 法による規制の対象となります⁽⁴²⁾」⁽⁴³⁾としている。

逆に、図形商標の登録が先にある場合で、同一の商品についての併存例は、表 7 のとおりである（屋号・社名付きの商標を除く）。GI 登録申請の審査に当たり、これらの登録商標は GI に非類似と判断されたためか、GI 法 13 条 1 項 4 号ロ（GI 登録申請に係る名称が登録商標と同一・類似）に該当しないとされて GI 登録されている点が注目される。しかし、とくに「こおげ花御所柿」のごとき運用は、『図形商標と GI の分属』の可能性をはらむと考える。

【表 7】図形商標と GI の類否

登録商標	登録 GI
商標登録第 5560019 号 2013 年 2 月 22 日登録（32D01） 	江戸崎かぼちゃ GI 登録第 6 号 2015 年 12 月 22 日登録
商標登録第 5493751 号 2012 年 5 月 18 日登録（32D01） 	吉川ナス GI 登録第 14 号 2016 年 7 月 12 日登録

<p>商標登録第 4816768 号 2004 年 11 月 12 日登録 (32F04)</p> 	<p>能登志賀ころ柿 GI 登録第 20 号 2016 年 10 月 12 日登録</p>
<p>商標登録第 4684512 号 2003 年 6 月 20 日登録 (32D01)</p> 	<p>くろさき茶豆 GI 登録第 29 号 2017 年 4 月 21 日登録</p>
<p>商標登録第 4315178 号 1999 年 9 月 17 日登録 (32F04)</p> 	<p>堂上蜂屋柿 GI 登録第 50 号 2017 年 12 月 15 日登録</p>
<p>商標登録第 5999674 号 2017 年 12 月 1 日登録 (32E01) 2017 年 2 月 22 日出願</p> 	<p>こおげ花御所柿 GI 登録 72 号 2018 年 12 月 27 日登録 2017 年 5 月 29 日申請</p>

4. 結びに代えて

4-1. 本稿執筆の契機

我が国のGI法は、2014年6月25日に成立した。その少し前、新しい知財制度が導入されるらしいと耳にした私は、2つ目の大学院を修了し時間ができたこともあって、2013年にフランス、2014年にイタリアにGIの視察に行った（現代的なGI制度は、ポルトガルが発祥、フランスで確立、イタリアが本場。2018年にはポルトガルにも行った。前述2-2(8)）。ちょうどイタリアに滞在していた時、国際電話でJA全中から呼び出しがあった。そして、帰国早々JA全中の顧問となり、JAグループ全体のGI対応を支援することになったのである。

JA全中で一緒に仕事をしていた方から、高橋梯二著『農林水産物・飲食品の地理的表示⁽⁴⁴⁾』を頂戴した。彼も上記の本の執筆に協力したそうである。読んでみると、なかなか面白い。そのとき既に、『GI法と商標法の交錯』の論文の構想はできていたが、そこに、上記の本で語られていた、EU方式と米国方式の農業政策の方向性の違いや、GI制度の歴史と現在の国際的潮流が、パズルのピースのようにピタッと嵌った感覚を受けたのである。

もっとも、『GI法と商標法の交錯』の論文は、業務に差し障りがあったため、その後、棚上げされていた。

2018年10月、国士館大学大学院の講義にゲストスピーカーとして呼んでいただいた。それを受けて、2019年2月、国士館大学法学部最先端技術関連法研究所で講演を行うことになり、その内容を論文にまとめることになった。平成30年改正がされていたこともあり、『GI法と商標法の交錯』をテーマにすることにした。2015年10月25日に第1稿を執筆してからだいぶ経ってしまっただが、ようやく仕上げることができた。このような機会をいただけたことを、とてもありがたく思う。

4-2. 農林水産省の舵取りへの期待

本稿では、いくつもの問題点を指摘したが、農林水産省の運用を批判する趣旨ではない。また、EU の GI 制度が正しいというつもりもない。各国ごとに事情も異なるから、一概に、EU の GI 制度のように 2 階層の GI 制度でなければならないとか、生産者団体とは別個独立の検査機関がなければならないというつもりはない。ただ、各地の JA の支援をしてきた経験からすると、若干使いにくい制度・運用だと思ふことはある。

この章を執筆している 2019 年 3 月 29 日の日経新聞朝刊 1 面の記事によると、「環太平洋経済連携協定 (TPP)、日欧の経済連携協定 (EPA) という 2 つの経済協定の発効で、肉類の輸入に米国产離れの動きが出てきた。・・・生産者 (筆者注：米国の生産者) の不満は同政権 (筆者注：トランプ政権) への圧力となり、4 月にも始まる物品貿易協定 (TAG) 交渉で日本への風圧が強まる可能性がある。」という。

GI についても、韓国の先例 (前述 2-4 (4)) のように、米国の巻き返しも予想される。GATT ウルグアイ・ラウンド (1986 年～1993 年) 以来、GI をめぐり EU と米国は対立し続けているが、この対立をあまり知らない日本が、日欧 EPA と日米 TAG の間で韓国のように翻弄されないよう、自国のスタンスを確立していかなければならない。国際協調に加え、国内法でも商標法との一層の調整が必要である。農林水産省の舵取りに期待したい。

なお、米国への配慮なのかもしれないが、複数の JA から聞いた話で、最近、講演会等に JA が登壇する際、『国によるお墨付き』ということは言わないでほしいと農林水産省から指導されているようである。しかし、GI 制度導入時に、林・元大臣も「本制度の最大の特徴であります品質等の特性が公的に保証される、いわゆるお墨付きが付く⁽⁴⁵⁾」と述べている。本稿で見えてきたように、『国によるお墨付き』を放棄するのは、GI 制度の本来の趣旨とも矛盾する。平成 30 年の GI 法改正で、GI マークの使用が義務から任意になった現行法

の下では、国によるお墨付きを放棄してしまつては、商標制度との違いが愈々なくなってしまう。

4-3. 知財保護法と知財強化法

近年(とくに先進国では)、『感動』を需要の源とし、『経験』を核心の経済価値とした『経験経済』あるいは『経験産業』へ移行しているといわれる。感動が需要の源である経験産業においては、顧客の五感や心理に直接的に訴える非技術的な知財の保護が今まで以上に重要となるであろう。また、感動を呼び起こす要素は、知財法の既存の保護対象に当てはまらないものも多い。それゆえ、複数の知財法による複合的な保護が必要になってきた(知財ミックス等)⁽⁴⁶⁾。

また、人間の知的活動によって産み出された価値のあるものとしての知財のうち、知財法で保護されているものは一部である。とすれば、経験経済・経験産業の進展とともに、今後、知財法の保護が広がっていく可能性が考えられる⁽⁴⁷⁾。今般の GI 法の新設や、新しいタイプの商標に係る商標法の改正、限定提供データ(ビッグデータ等)に係る不競法の改正、予定される意匠法の改正等も、この流れの中に位置づけられるであろう。

ところで、GI 制度は、知財制度の 1 つではあるが、『国によるお墨付き』がある点で、他の知財制度と異なる。特許制度でさえ、発明の優秀性を保証するものではないことを考えると、大きなメリットである。

これまでの知財法は、知財を『保護』するものと考えられていたように思う。知財の活用にしても、『保護』が起点にある。

とすれば、名称の保護だけでなく、国によるお墨付きという積極的な価値を付与している GI 法は、これまでの知財法から半分はみ出している。知財の価値を『強化』する、言わば、『知財強化法(あるいは価値付与法)』とも言うべき体系である。2017 年に大改正された新 JAS 法も、農水分野の戦略的

標準化を可能にするという意味で、知財強化法に位置づけられるであろう。

経験経済・経験産業の進展とともに、知財強化法は増加し、知財法は、特許法や商標法をはじめとした『知財保護法』と、GI法や新JAS法などの『知財強化法』に体系化されるのではないかと思考する。

以上 (2019年3月29日原稿受領)

- (1) GI制度のメリットや収益モデルについては、拙稿「地理的表示 (GI) 制度の概要とビジネスモデルの構築」JA 金融法務2016年4月号16～21頁(2016年)参照。
- (2) EUのGI制度のメリットについては、内藤恵久「地理的表示の保護制度について－EUの地理的表示保護制度と我が国への制度の導入」早稲田大学日米研究機構『2012年度農林中央金庫研究委託事業「農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究」報告書』159～205頁(2013年)参照。
- (3) 6次産業化の推進にあたっては、種苗法と商標法の交錯の問題がある。詳しくは、拙稿「種苗法と商標法の交錯－第6次産業化推進にあたり直面する名称の問題－」(パテント Vol.64 No.11 (2011年)43～57頁、Vol.67 No.8 (2014年)25～40頁)参照。
- (4) 新JAS制度とGI制度については、拙稿「JAS法大改正の概要と活用事例－農水分野の戦略的標準化－」JA 金融法務2018年3月号10～15頁(2018年)参照。
- (5) GI制度の沿革についての参考文献として、高橋梯二『農林水産物・飲食品の地理的表示－地域の産物の価値を高める制度利用の手引－』(農山漁村文化協会、2015年)。
- (6) 前掲5 38頁
- (7) 後に、ポルトガル、スペイン、ドイツ、オーストリア、イタリアに拡大した。
- (8) EUワイン規則の経緯については、安田まり「EUの「ワイン共通市場制度 (OCM)」の歩みと2008年の大改革」日本醸造協会誌104号10号758～767頁(2009年)参照。

- (9) AOP (PDO) は、原材料が地理的領域内、かつ、生産行程の全てが特定の地理的領域内で行われ、テロワール(自然的・人的要因を含む地理的環境)と密接不可分な特性をもつ産品である。私は「ご当地一貫」と呼んでいる。
- (10) IGP (PGI) は、原材料が EU 内、かつ、生産行程の一部が特定の地理的領域内で行われ、原産地に由来する特性をもつ産品である。
- (11) ラベルルージュおよび CCP (製品適合性認証) は、IGP (PGI) や STG (伝統的特産品保証) と関連付けられる。なお、STG は、品質証明制度ではあるが、GI 制度ではない。
- (12) WT/DS174/R 7.688 Therefore, the Panel concludes that, with respect to the coexistence of GIs with prior trademarks, the Regulation is inconsistent with Article 16.1 of the TRIPS Agreement but, on the basis of the evidence presented to the Panel, this is justified by Article 17 of the TRIPS Agreement. Article 24.3 and Article 24.5 of the TRIPS Agreement are inapplicable.
- (13) 高橋梯二訳 (<http://au-auone.net/loide1919.html> 閲覧日: 2019年3月26日)
- (14) GI 法の平成 30 年改正について詳しくは、拙稿「地理的表示 (GI) 法の平成 28 年・30 年改正と国際的背景」JA 金融法務 2019 年 5 月号 16 ~ 23 頁 (2019 年) 参照。
- (15) なお、高橋梯二は、GI と商標の登録・存続・有効性について、「EU 規則は、地理的表示と商標との間で先使用 (先願主義的) の考え方を一部取り入れつつも、地理的表示と商標との併存を認めており、地理的表示を商標よりやや優先的に取り扱っているといえる」と述べている (下線は筆者が付した)。高橋「各国における地理的表示の概要と商標登録制度との関係」早稲田大学日米研究機構『2012 年度農林中央金庫研究委託事業「農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究」報告書』(2013 年) 153 頁。
- (16) 農林水産省食料産業局「日 EU・EPA (GI 分野) の概要」(平成 29 年 12 月) 別紙 1。
- (17) 例えば、「八女伝統本玉露」(GI 登録第 5 号: 2015 年 12 月 22 日登録、商標登録第 5885961 号: 2016 年 7 月 15 日出願・2016 年 9 月 30 日登録、29A01)。また、「山形セルリー」(GI 登録第 62 号: 2018 年 4 月 9 日登録、商願 2018-73957: 2018 年 5 月 23 日出願、32D01)。
- (18) 地理的表示保護制度登録等申請マニュアル (平成 31 年 1 月 31 日付け 30 食産第 4245 号食料産業局長通知) Q62。
- (19) この点、GI 制度導入前の一般的理解は、(登録の先後を問わず)「商標権は指定商品について登録商標の使用を排他的にする権利であるから (商 25 条) GI 登録が併存していた場合であっても、同一指定商品についての同一商標の使用

は、GI 登録による規制は受けず、商標権者は使用することができると解す。」であつたと思われる(下線は筆者が付した)。浅野勝美「地名表示規制と農林水産品保護」パテント Vol.66 No.8 (2013年) 86頁。

- (20) 第186回参議院委員会会議録第17号16頁。20頁も同旨。
- (21) 私見としては、商標登録は、選択物についての設権行為である一方、GI登録は、地域の長年の取組みの確認行為と言えるから、両登録の効力の矛盾・衝突の際の調整は、商標登録日と、潜在的にGI登録されうる状態になった時点の先後によるのが本来と考える。このように考え、商標登録後にGI登録されうる状態になったような比較的新しい製品については、当該産品をGIにまで育成してきた商標権者の功績に配慮し、後登録のGIによっては先登録の商標権の効力は制限されない(現行の商標法26条3項とは異なる)という立法論もあるのではないだろうか。
- (22) 前掲20 16頁
- (23) 前掲18 Q61
- (24) JA 全中の依頼で、①GIによる収益を最大化するモデル(前掲1参照)のほか、②GIマークと一体的に使用し、農家が訴求したい内容(地域性、伝統性、取組み)および生産加工地を視覚的に把握できるラベルにより、事実上のPDOを実現するモデル(JAラベルモデルとブレGIモデル)、③認定販売員制度などを立案した。詳しくは、JA 全中の依頼で立案したビジネスモデルについては、全国農業協同組合中央会編『JAグループ 地理的表示保護制度 活用マニュアル』(全国農業協同組合中央会、2015年)を参照。
- (25) 前掲20 15頁
- (26) 前掲20 3頁。20頁も同旨。
- (27) 前掲20 16頁
- (28) 前掲20 20頁
- (29) 農林水産省の運用を加味した場合、どのようなGIと商標の組み合わせが適当かについて、6パターンを検討した。詳しくは、拙稿「知的財産管理と地理的表示 - GIと商標の組み合わせパターン -」果実日本2018年11月号45～52頁(2018年)参照。
- (30) 前掲18 Q58。またQ67参照。
- (31) 農林水産省告示第九十一号：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件(平成31年2月1日改正)

- (32) 農林水産省告示第九十一号により、「農林水産物等の香り、味又は色合いを擬似的に付する用途で使用される物質であって、当該物質を使用した農林水産物等又はその包装等に特定農林水産物等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあっては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等の区分と同一の区分に属するものとみなす」こととなった。
- (33) 農林水産省食料産業局『日 EU・EPA (GI 分野) の概要』の別紙 1「日 EU・EPA (GI 分野) 協定条文の概略(参考)」(平成 20 年 12 月)
- (34) 「シャネル No.5」事件(東京地判平成 5 年 3 月 24 日)、「香りのタイプ」事件(東京高判昭和 56 年 2 月 25 日(昭和 55(ネ)280))など。
- (35) 日本の事件は、東京高判平成 15 年 7 月 30 日(平成 14 年(ネ)第 5791 号)(原審:東京地判平成 14 年 10 月 15 日(平成 12 年(ワ)第 7930 号))。
- (36) 平成 30 年改正前の商標法 26 条 3 項 1 号は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。) 第三条第一項(特定農林水産物等名称保護法第三十条において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。) の規定により商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法第二条第三項に規定する地理的表示(次号及び第三号において「地理的表示」という。) を付する行為」には商標権の効力は及ばないとされていた。
- (37) なお、農林水産省は、加工品に GI を使用できるのは、当該加工品に登録 GI 産品の特性を反映させるに足りる量の登録 GI 産品が原材料として使用されている場合としている。特性を反映させるに足りる量は、ケースバイケースだが、①加工品の全体重量に占める割合、②加工品の原材料のうち、登録 GI 産品と同一種類の原材料に占める割合が基準になるとしている(前掲 18 Q42 参照)。また、真正品の使用割合の明記が望まれるとしている。
- (38) (ヨーロッパでは) GI は、地理的領域に属する人達の共有財産であり、地理的領域に属する人は誰でも、生産基準を満たしている限り、使用できる権利とされている。
- (39) 前掲 20 16 頁
- (40) 東京地判平成 14 年 10 月 15 日(平成 12 年(ワ)第 7930 号)。なお、控訴審は、東京高判平成 15 年 7 月 30 日(平成 14 年(ネ)第 5791 号)。
- (41) 前掲 35、前掲 40
- (42) 前掲 18 Q62
- (43) この点、内藤恵久は、GI が先に出願等されている場合でも、「地理的表示

の基準に適合する産物に使用する商標で、地理的表示を一部に含むもの(地理的表示に生産者ごとの名称や図形等を伴う形での商標)の登録は、認められるべきである。・・・これによって、地理的表示対象産物間で差別化を可能とし、さらに良品質なものの生産を促すことにつながるとともに、消費者選択にも資することとなる。」と述べている。内藤「付論2 地理的表示と商標との関係に関する一考察」農林水産政策研究所『地理的表示の保護制度について－EUの地理的表示保護制度と我が国への制度の導入－研究報告書』（2012年）108頁。

- (44) 前掲5
- (45) 前掲20 17頁。また、20頁。
- (46) 木棚照一編『実践 知的財産法』（文部科学省大学 COC 事業2016年度成果、法律文化社、2017年）224頁〔浅野卓〕
- (47) 前掲46 228頁〔浅野卓〕